

京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針

令和6年3月

 京都府教育委員会

はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、競技経験のない教員が指導せざるを得ない点や休日も含めた学校部活動の指導など、大きな業務負担となっている実態もある。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 平成31年の中央教育審議会では、働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘された。文部科学省は、これ受け、令和5年度以降の、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が部活動の指導に従事しないとする方針を示した。また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した検討会議から各提言が示されたことから、地域クラブ活動への移行に取り組むべく「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されたところである。
- 京都府教育委員会では、令和3年度から有識者による検討委員会を設置し、学校部活動の地域連携・地域移行について検討を重ねてきた。学校部活動の地域連携・地域移行は、すべての学校部活動を一律に地域へ移行するのではなく、従来の学校部活動の課題解決や子どものニーズの充足等の観点から有効と考えられる場合に地域と連携し、より良いスポーツ・文化芸術環境の構築を目指していきたいと考えている。
- そのため、国が示す令和7年度までの改革推進期間においては、「少子化が進展し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが困難であったり、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制を継続することが困難といった、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の存続が厳しい状況にある地域・学校・学校部活動単位から着手する」という視点で地域クラブ活動の支援に努める。また、学校部活動を継続する場合であっても、地域人材の活用など働き方改革を踏まえた部活動改革の一層の推進を支援する。
- さらに、令和8年度以降は、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。
- 京都府教育委員会は、これらを踏まえ、オール京都で取り組む学校部活動の新しい活動スタイルとして、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境整備及び体験機会の確保の考えを示した「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」（以下「本指針」という。）を作成した。
- なお、本指針については、京都府の部活動改革の取組状況の定期的なフォローアップを行いながら、全国の進捗状況等にも勘案し、見直し等を行うものとする。
- 各地域においては、本指針を参考に、取組を進めていただくことを願う。

京都府教育委員会

本指針の構成について

- 本指針の構成は、以下のとおりとする。
- 第1編では、「推進の方針」として、京都府における学校部活動からの新しい活動スタイルが目指す方向性「京都モデル」や京都府が取り組むロードマップ、取組状況のフォローアップによる指針の見直し等、京都府が目指す推進の方針を示す。

なお、国として、休日の学校部活動の地域連携・地域移行の達成時期については一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示している。
- 第2編では、国のガイドラインの改定を踏まえ、これまでの「京都府部活動指導指針」（平成31年4月改訂版）を見直し、「活動のためのガイドライン」として一部改定し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示す。また、生徒数の減少の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示す。

なお、第2編は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とするが、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の学校部活動についても適用する。
- 第3編では、「活動のマニュアル」として、段階的な地域連携・地域移行を進めるために、様々な事情を抱える学校や地域における部活動改革を進めるための「選択肢」と、複雑に絡み合う諸課題を解決していくための「複数の道筋」や「多様な方法」があることを示す。

なお、「段階的な地域連携・地域移行」の「段階的」とは、「条件・準備ができたところから順次」と捉え、決して「一斉に」地域へ移行しなければならないものではない。地域の実情に応じ、多くの課題を解決していく必要があることから、これらの課題と向き合い、準備を進める必要がある。

目次

第1編 推進の方針	1
第1章 京都府における学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』	3
1 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』とは	3
(1) 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』	3
(2) 京のジュニアスポーツアカデミー構想	4
(3) 新しい活動スタイルの将来像	4
2 子どもたちのWell-being（幸福感）が高まる新しい活動スタイルへ	5
(1) 子どもたちの活動を保障する新しいスタイル	5
(2) 教員のライフスタイルの好転	6
(3) スポーツや文化芸術を通じた地方創生やまちづくり	6
3 学校部活動と地域クラブ活動の特徴	7
(1) 地域クラブ活動の対象	7
(2) 学校部活動と地域クラブ活動の特徴	7
(3) 地域クラブ活動の指導	8
(4) 学校部活動から地域クラブ活動への段階的な推進	8
第2章 京都府の地域連携・地域移行に関するロードマップ	9
1 京都府の地域連携・地域移行に関するロードマップ	9
2 京都府が目指す取組のスケジュール	10
(1) 令和6年度	10
ア コーディネーターの配置及び地域連携・地域移行の状況把握	10
イ 京都府地域クラブ活動推進検討委員会の継続設置	10
ウ 府立高等学校附属中学校の現状把握及び意識調査	10
エ 府立学校への開放型地域クラブの新規設置	10
オ 府立学校施設の活用整理	10
カ 人材バンクの研究	10
キ 資質向上等の指導者研修会の開催	10
ク その他	11
(2) 令和7年度	11
ア 府立高等学校附属中学校の休日部活動の整理	11
イ 府立学校施設の活用促進	11
ウ 人材バンクの設計	11
(3) 令和8年度以降	11
ア 休日の地域クラブ活動の検証と平日の地域連携・地域移行の可能性の検討	11

イ 府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行	11
ウ 持続可能な体制の支援	11
エ 中学校向け地域クラブ活動ガイドブックの作成	12
3 市町村の推進指針等の作成	12

第2編 活動のためのガイドライン 13

第1章 活動方針・活動計画の作成及び公表	15
1 活動方針・活動計画の作成	15
2 生徒のニーズを踏まえた活動	16
3 公表	16
第2章 練習時間・休養日の設定	17
1 練習時間	17
2 休養日	18
第3章 指導の在り方	20
1 適切な指導	20
2 体罰（暴力）・ハラスメント行為の防止	20
3 安全管理と事故防止	21
第4章 学校部活動の外部人材等の活用に関する留意事項	23
第5章 学校部活動の運営の在り方	24
1 学校全体での学校部活動マネジメントの確立	24
2 顧問の指導体制	25
3 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方	25
4 家庭及び地域等との連携	26
第6章 地域クラブ活動の運営の在り方	27
1 会費の適切な設定	27
2 保険の加入	27
3 学校との連携等	27

第3編 活動のマニュアル 29

第1章 学校部活動からの新しい活動スタイルの事例	31
事例1 行政主導型Ⅰ	32
事例2 行政主導型Ⅱ	33
事例3 行政主導型Ⅲ	34
事例4 単一スポーツクラブ・文化芸術教室型	35
事例5 スポーツ少年団連携型	36
事例6 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅰ	37
事例7 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅱ	38

事例8	開放型地域クラブ連携型	39
事例9	民間企業連携型	40
事例10	学校設立型Ⅰ	41
事例11	学校設立型Ⅱ	42
事例12	並行型Ⅰ（学校部活動の連続した休養日スタイル）	43
事例13	並行型Ⅱ（部活動指導員の活用スタイル）	43
事例14	並行型Ⅲ（拠点校方式による合同部活動スタイル）	43

第2章 地域クラブ活動の制度設計の手順		44
1	検討プロセス	44
(1)	協議会の設立	44
ア	協議会の設立	44
イ	協議会の定期的・恒常的な体制	44
(2)	運営団体の決定又は立ち上げ	44
ア	運営団体の主な業務	44
イ	適切な運営体制	45
(3)	運営方針の決定	45
ア	ニーズの把握	45
イ	運営に係る検討会議等の実施	46
ウ	ビジョンの作成	46
エ	活動の名称と目的の設定	46
オ	活動する種目等の決定	47
カ	活動回数、活動時間等の決定	47
キ	費用負担の検討、財源の確保	47
ク	補償制度の対応	48
ケ	活動の開始時期の決定	48
コ	実施要項の作成	48
(4)	指導者の確保	48
ア	指導者確保の方策例	48
イ	指導者の資質・能力	49
(5)	関係団体、学校への説明・周知	49
ア	関係団体、学校への説明・周知	49
イ	相談機関の設置や情報の一元化に向けた体制整備	50
(6)	保護者、地域への説明・周知	50
(7)	生徒への募集案内	50
(8)	指導を希望する教員への対応	50
ア	兼業兼職の取扱いについて	50
イ	兼業兼職に係る服務管理の役割分担	51

(9) 指導者の資質向上に係る研修の実施	52
(10) 大会等の参加資格の確認	52
(11) 学校施設の開放	54
2 検討チェックリスト	56
□チェックリスト	56
■チェックリストの背景にある手立て（例）	59
第3章 地域連携・地域移行の取組が進められている間の学校部活動の在り方	66
1 誰もが参加しやすい活動	66
(1) 多様なニーズ	66
(2) 校種間連携	66
2 複数の活動を体験できる活動日数や時間	67
(1) シーズン制	67
(2) フリースポーツ制	67
3 活動時間の適正化	67
(1) 連続した休養日の設定	67
(2) 授業日の年間総練習時間を統一した計画的な活動	67
(3) 参加しやすい活動時間の設定	67
4 指導体制の見直し	68
(1) 指導者が配置できない場合	68
(2) 学校部活動への任意加入の推進と部活動数の整理	68
5 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働	68
(1) 活動を選べる配慮	68
(2) 地域連携・地域移行を見通した連携・協働	68
第4章 平日における地域連携・地域移行	69
1 平日における地域連携・地域移行の考え方	69
2 学校の働き方改革の推進	69
3 休日の地域連携・地域移行の検証	69
文部科学省（スポーツ庁・文化庁）	70
1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省）	70
(1) 運動部活動の改革	70
(2) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革	70
2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）	71
(1) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言	71
(2) 運動部活動改革を推進する具体的な方策	72
3 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁）	73

(1) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言	73
(2) 文化部活動改革を推進する具体的な方策	74
4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）	75

京都府地域クラブ活動推進検討委員会（京都府教育委員会）	76
-----------------------------	----

参考資料	78
------	----

（資料１）

【スポーツ庁・文化庁】「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年12月）

（資料２）

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和５年１月）

（資料３）

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和２年９月）

（資料４）

【文部科学省】「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和３年２月）

（資料５）

【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」（令和４年６月）

（資料６）

【文化庁】「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言について」（令和４年８月）

（資料７）

【スポーツ庁】「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和２年３月）

（資料８）

【文化庁】「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について」（令和３年１月）

（資料９）

【スポーツ庁】「部活動改革ポータルサイト ～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～」（令和５年）

<本指針での主な用語>

表 記	用 法
学校部活動	学習指導要領上の部活動を指す。 学校が主な活動場所となっている場合が多いが、地域の施設等が主な活動場所となる活動も含む。 学校の教育課程外の教育活動に該当し、設置・運営は学校の判断により行われ、校長の管理監督下に置かれる。
地域クラブ活動	地域の運営団体・実施主体によるスポーツ活動及び文化芸術活動を指す。「地域スポーツクラブ活動」と「地域文化クラブ活動」を合わせた表記である。 学校の部活動が地域連携・地域移行され、さらに生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に参加し、親しむことができる状態を指すが、もともと地域で行われてきた活動等も地域クラブ活動となり得る。 校長の管理監督下になく、学校の責任の範囲外で行われる活動となる。 【想定される運営団体・実施主体】 「地域スポーツクラブ活動」 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体、市町村など 「地域文化クラブ活動」 文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体、市町村など

<第1編> 推進の方針

第1章 京都府における学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』

1 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』とは

(1) 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』

京都府教育委員会では、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様なスポーツ・文化芸術の体験機会を確保するという考えから、「学校部活動の地域連携・地域移行」を「学校部活動からの新しい活動スタイル」と捉え、この新しい活動の目指す方向性の総称を『京都モデル』とする。また、『京都モデル』は、学校部活動を維持する場合、地域との連携・協働をより一層図り、少子化と子どもたちの多様なニーズに対応した活動を保障する「学校部活動の整備・充実」を進めることも「学校部活動からの新しい活動スタイル」として捉える。

なお、『京都モデル』は、第2期京都府教育振興プランに掲げた京都府の教育の基本理念を推進する視点等を踏まえた京都らしい方向性を示す。

『京都モデル』 ～ オール京都で目指す新しい活動スタイル ～

★ 地域への新しい活動スタイル（地域クラブ活動）

1. 多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばすという視点を踏まえ、持続可能な学校部活動の存続が厳しい状況にある地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の機会においても、自発的に自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるスタイルを目指す。
2. 子どもたちの成長を見守り支えてきた学校・家庭・地域のコミュニティのそれぞれの強みを活かし、持続可能な学校部活動の存続が厳しい状況にある地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の場においても、安心して自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるスタイルを目指す。
3. 子どもたちの「よしっ、さあ、やってみよう！」という『スポーツごころ※』のはぐくみは、文化芸術活動にもつながる心のありようであり、すべての子どもたちが、新しい体験の機会を通して、自分に適したスポーツ・文化芸術活動の新しい発見やより親しむことができるスタイルを目指す。

★ 学校での新しい活動スタイル（学校部活動）

1. 学校部活動の目的を十分に果たし、子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築が徹底されるスタイルを目指す。
2. 少子化や子どもたちの多様なニーズに対応し、多くの子どもたちの活動が行われるスタイルを目指す。
3. スポーツや文化芸術活動が苦手な子どもたちや障害のある子どもたちが参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦が大切にされるスタイルを目指す。
4. 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒・保護者・教員等の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境が整備されるスタイルを目指す。

★ 単に学校部活動を学校から切り離すということではない = 新しい活動スタイルの将来像

1. 新しい活動スタイルの主体は子どもたちであり、その子どもたちがマイスポーツや文化芸術活動に親しみ幸せを実感する。
2. ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上に向けて、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感する。

※ スポーツごころとは、「感動」・「楽しみ」・「向上」・「健康」・「挑戦」・「つながり」・「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ、さあ、やってみよう！」という前向きで積極的な心のありようの総称であり、「京都府スポーツ推進計画（中間年改定）」（平成31年3月）で示されている。

(2) 京のジュニアスポーツアカデミー構想

少子化が進む中においても、子どもたちが地域において、やりたいスポーツに取り組むことができる新たな仕組みとして、京都府総合計画で示された「京のジュニアスポーツアカデミー構想」を様々な主体と連携しながら推進する。

(3) 新しい活動スタイルの将来像

新しい活動スタイルの望ましい状況をイメージする言葉として、「Well-being（幸福感）」（世界保健機関（WHO）憲章において「健康」の定義として表現される、心も身体も社会的にも満たされた状態、すなわち実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉）という言葉を用い、3つの将来像を示す。

子どもたちが真にマイスポーツ（興味・関心に応じて自主的、自発的に参加するスポーツ）や文化芸術活動を親しみ幸せを実感する。その結果、ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感するという将来像である。

①子どもたちのWell-being（幸福感）が高まっている

子どもたちが真にマイスポーツや文化芸術活動に親しめる環境が整い、子どもたちの「よしっ、さあ、やってみよう！」という『スポーツごころ』のはぐくみに繋がるよう進める。

②教員のWell-being（幸福感）が高まっている

教員のライフスタイルが好転し、学校教育活動の質の向上に繋がるとともに、兼業兼職の活用により、教員の有するスポーツや文化芸術活動の指導能力が地域に還元できるよう進める。

③地域社会のWell-being（幸福感）が高まっている

地域の実態や特色を活かした新しい活動スタイルにより、地域住民にとっても生涯にわたるより良い地域スポーツ・文化芸術環境となるよう、スポーツや文化芸術活動を通じた地方創生やまちづくりが図られるとともに、競技人口の増加や新たな競技力向上のシステム、アスリートやアーティストの雇用機会創出等に繋がるよう進める。また、子どもたちの『スポーツごころ』のはぐくみを地域が支えることは、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図る機会にもなることから、地域全体の『スポーツごころ』や教育力の向上にも繋がるよう進める。

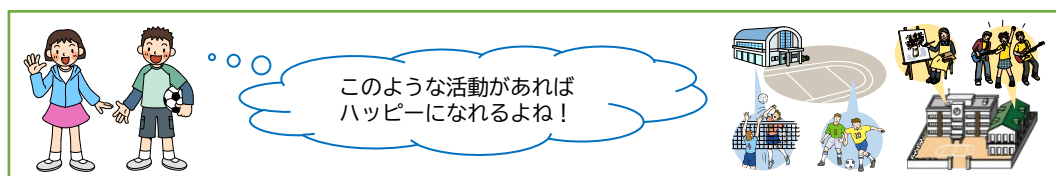
2 子どもたちのWell-being（幸福感）が高まる新しい活動スタイルへ

国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学大臣決定）では、スポーツは様々な形で自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることに本質を持つ文化であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創ることを目指すべきとある。また、第2期文化芸術推進基本計画（令和5年3月24日閣議決定）には、人々が生涯を通じて、文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができる環境を整えることが推奨されている。

ここでは、第3期スポーツ基本計画の3つの視点（①スポーツを「つくる／はぐくむ」（②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる）（③スポーツに「誰もがアクセス」できる）に鑑み、新しい活動を「つくる／はぐくむ」ためのクラブ設計、子どもたちの気持ちに寄り添う場所の提供、アクセスしやすい拠点の考え方等、子どもたちが「このような活動があればハッピーになれるよね」といった、心も身体も社会的にも満たされた気持ちになれるようなスタイルを挙げている。

各地域が、このスタイルを持ち合わせた運営団体や実施主体の設計図を描くことにより、子どもたちのWell-being（幸福感）の高まりに繋がることが期待できる。また、この子どもたちの気持ちは、文化芸術活動にも共通するものであり、地域文化クラブ活動も同様のスタイルになる。

（1）子どもたちの活動を保障する新しいスタイル



ア 地域スポーツクラブ活動を「つくる／はぐくむ」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	子どもたちのマイスポーツの選択肢が広がる。	多種目・多志向・地域の特色に応じたクラブ設計ができる。
②	子どもたちがマイスポーツを発見できる。	多種目・多志向・地域の特色に応じたクラブ設計ができる。
③	子どもたちがマイスポーツに取り組める。	個人種目だけでなく、団体種目にも対応できるクラブ設計ができる。
④	子どもたちが卒業しても活動を継続できる。	多世代に対応したクラブ設計ができる。
⑤	子どもたちが選手として引退しても関われる。	選手から指導者へとなる好循環のクラブ設計ができる。
⑥	子どもたちが地元や郷土のためにスポーツで貢献できる。	地域への愛着心が生まれるような活動内容がある。

⑦	すべての子どもたちがマイスポーツに取り組める。	企業協賛やクラウドファンディング等新しい財源がある。
---	-------------------------	----------------------------

イ 地域スポーツクラブ活動で「あつまり、ともしに行い、つながる」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	マイスポーツをともに楽しむ仲間がいる。	小規模校では経験できなかった喜びを提供できる。
②	新しい自分の居場所がみつかる。	新しい心の拠り所を提供できる。
③	新しい社会性を学ぶことができる。	多世代や教員以外の大人との交流を通じて、新しい価値観を提供できる。

ウ 地域スポーツクラブ活動に「誰もがアクセスできる」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	より適したスポーツ環境で、思い切りスポーツを楽しめる。	地域や府立学校のスポーツ資源を活用できる。
②	憧れの選手や有名なスポーツ施設が身近な存在となる。	プロスポーツのスポーツ資源を活用できる。

(2) 教員のライフスタイルの好転

	教員の幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	学校教育活動の質的向上に繋がる。	教員が教員でなければできない業務に専念できる。
		授業をはじめ、生徒へより良い学校教育を提供するために、時間とエネルギーを充てることができる。
②	スポーツ指導の有する能力を地域に還元できる。	希望する教員等には、一定の要件の下、兼業兼職を許可する。
③	学校の働き方改革の推進に繋がる。	休日の学校部活動の指導が軽減できる。
		経験のない指導への負担が軽減できる。

(3) スポーツや文化芸術を通じた地方創生やまちづくり

	地域社会の幸せの実感
①	指導者の生きがいや健康につながる。
②	競技人口の増加が期待できる。
③	新たな競技力向上のシステムが構築できる。
④	新たなビジネスチャンスが生まれる。
⑤	地域の連帯性や関係性が向上し、防災や防犯等共助の関係が広がる。
⑥	スポーツや文化芸術による地方創生やまちづくりが実現できる。

3 学校部活動と地域クラブ活動の特徴

(1) 地域クラブ活動の対象

地域クラブ活動への地域連携・地域移行は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における学校部活動を対象とする。

高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で学校部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中でスポーツ・文化芸術等に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。一方、高等学校においても、スポーツ・文化芸術等を通じた生徒の心身の健全育成や学校の働き方改革の観点重要であり、各学校の実情に応じて学校部活動の改善に取り組むことが望まれる。

私立学校においても、これらの取組も参考にしながら、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望まれる。

なお、「地域クラブ活動」は、学校と連携して活動を行う新たな地域クラブ活動に適用されることを想定しており、これまで独自に行ってきたリトルリーグ等のクラブチームの活動に直ちに制限を設けることを企図したものではない。

しかしながら、こうした地域のスポーツ活動や自宅でのトレーニング等においても、生徒の発達の段階や体力、技能の程度も考慮した、適切な質・量の活動が望まれる。また、こうした取組に向けて、生徒本人や保護者、指導者が、休養もトレーニングの一環である等、スポーツ医・科学に基づくスポーツ活動が重要という考えを共有することができるようすることが大切である。スポーツ団体、学校、地方公共団体等においても、これらの関係者の理解と協力を促すことが求められる。

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の特徴

「学校部活動」とは、学習指導要領上の部活動を指し、設置・運営は学校の判断により行われる。「地域クラブ活動」とは、地域の運営団体・実施主体による活動を指す。

	学校部活動	地域クラブ活動
運営団体 ・ 実施主体	学校	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体（市民団体）、市町村 等
対 象	自校の生徒	地域の児童生徒等

	学校部活動	地域クラブ活動
主 な 指 導 者	教員、部活動指導員	地域の指導者、退職教員、兼業兼職の許可を得た教員 等
活 動 日	平日、休日	休日（平日も可）
活 動 場 所	学校	地域の施設、学校 等
活 動 時 間	学校部活動の指導指針に基づく	学校部活動の指導指針に準拠して活動することが適切
保 険	日本スポーツ振興センター	運営団体で保険に加入
責 任	学校	運営団体
参加可能大会	中体連主催大会、学校単位で参加できる大会	主催者が学校単位以外も参加を可とした大会
指導者の報酬	休日部活動は特殊勤務手当	運営団体が報酬額を決定
指導者の資格	教員、部活動指導員	運営団体が決定

(3) 地域クラブ活動の指導

学校部活動の地域連携・地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

これを踏まえ、地域クラブ活動の指導者は、単に学校教育から切り離された地域の活動ではなく、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えるという視点を有しつつ、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、スポーツ医・科学的見地に基づいた指導や合理的でかつ効率的・効果的な指導、また、体罰（暴力）・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を身に付けて、地域クラブ活動の指導に当たることが大切である。

(4) 学校部活動から地域クラブ活動への段階的な推進

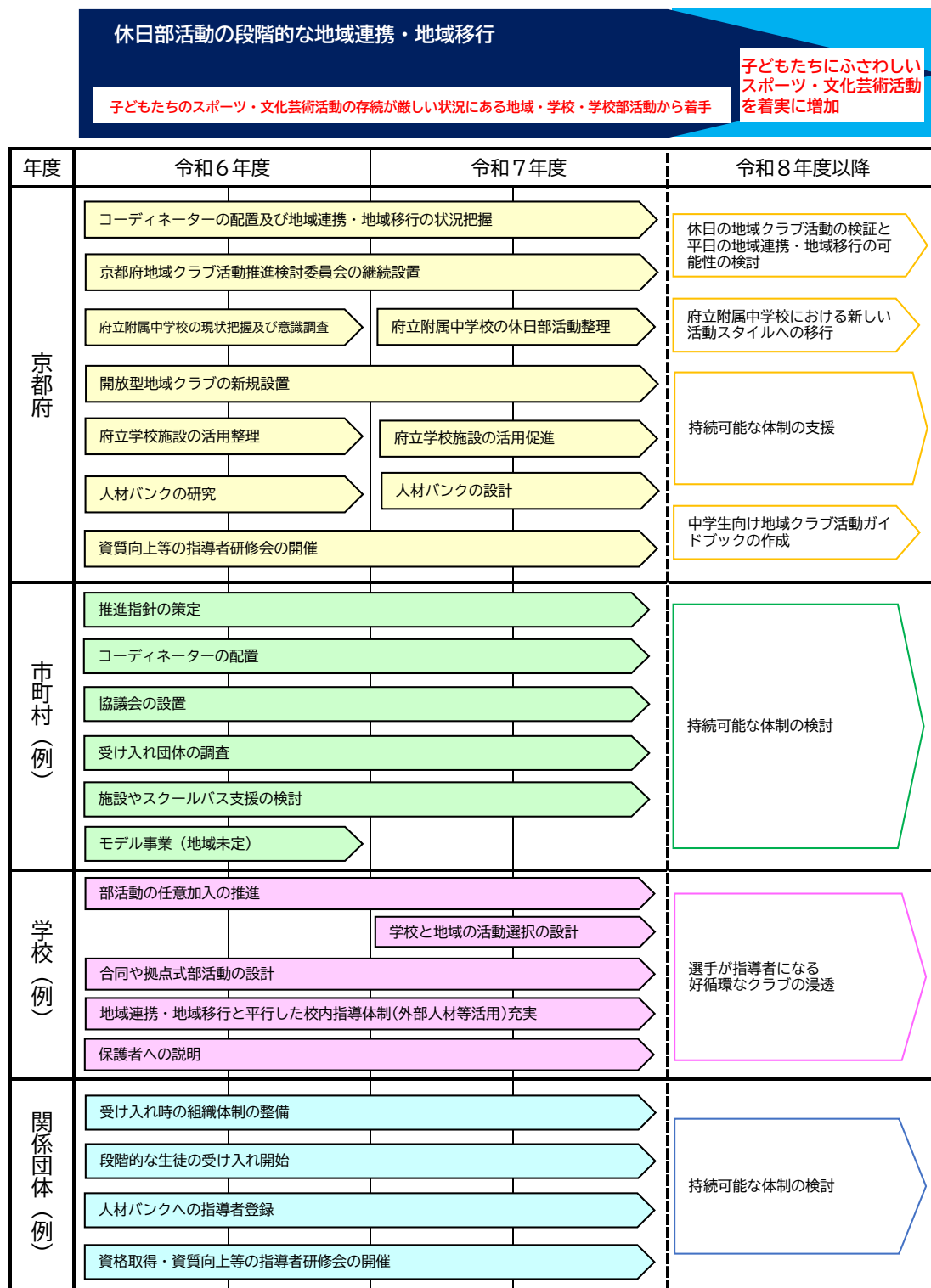
休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、今後、全国の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしている。また、改革推進期間における取組の進捗状況等に勘案し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）の適宜必要な見直しを行うこととしている。

本指針についても、これらを踏まえ見直し等を行うものとする。

第2章 京都府の地域連携・地域移行に関するロードマップ

1 京都府の地域連携・地域移行に関するロードマップ

京都府が取り組むロードマップを示す。また、市町村、学校、関係団体が目指す取組のスケジュールについて例示を示す。



2 京都府が目指す取組のスケジュール

(1) 令和6年度

ア コーディネーターの配置及び地域連携・地域移行の状況把握

- ・ 京都府教育委員会に関係者の連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターを配置するとともに、実証事業を行う市町村への配置を支援する。
- ・ 市町村の取組の進捗状況を把握し、必要な指導助言等を行う。

イ 京都府地域クラブ活動推進検討委員会の継続設置

- ・ 地域クラブ活動の課題の検証及び学校部活動の新しい活動スタイルの目指す方向性等について、有識者等より幅広く意見を聴取する委員会を継続して設置する。

ウ 府立高等学校附属中学校の現状把握及び意識調査

- ・ 府立高等学校附属中学校の学校部活動の現状把握及び生徒・保護者・教員の意識調査を行い、休日の学校部活動の見直しに向けて検討を開始する。

エ 府立学校への開放型地域クラブの新規設置

- ・ 府立学校が持つ優れたスポーツ資源（施設、指導者等）を活用した総合型地域スポーツクラブの「開放型地域クラブ」を新規設置し、学校部活動の新しい活動スタイルの受け皿として中学生を支援する。

オ 府立学校施設の活用整理

- ・ 開放型地域クラブ以外の府立学校施設を活用したスポーツ教室等について、学校部活動の新しい活動スタイルの受け皿として中学生を支援できるか実態を把握する。

カ 人材バンクの研究

- ・ 各関係団体や学校が指導者の人材を発掘しやすくするための手立てとして、人材バンクの在り方に向けて検討を開始する。
- ・ 専門的な指導のできる顧問が配置されている学校部活動においても、外部人材等の活用により、専門的な指導のできる顧問の休養日等が確保されることにつながる。

キ 資質向上等の指導者研修会の開催

- ・ 指導者を対象に、発達段階に応じた指導方法やハラスメント防止等について、各関係団体等と連携し、研修会を実施する。

ク その他

- ・ 実証事業を行う市町村に対し、地域クラブ活動の担い手となる運営主体・実施主体が活動するための整備充実や指導者が実技指導を行う際の費用負担について支援する。
- ・ 地域連携・地域移行の実現に時間を要する場合、従来の学校部活動を継続しながら、可能な限り早期の実現を目指して着実に取組を進めることとなるため、市町村に対し、学校部活動への部活動指導員の配置について支援する。

(2) 令和7年度

ア 府立高等学校附属中学校の休日部活動の整理

- ・ 府立高等学校附属中学校の学校部活動の現状把握及び生徒・保護者・教員の意識調査を踏まえ、活動状況を整理し、学校部活動の新しい活動スタイルを研究する。

イ 府立学校施設の活用促進

- ・ 開放型地域クラブ以外の府立学校施設を活用したスポーツ教室等の実態を踏まえ、学校部活動の新しい活動スタイルの受け皿として中学生を支援する。

ウ 人材バンクの設計

- ・ 各関係団体や学校が指導者の人材を発掘しやすくするための手立てとして、人材バンクを設置・活用するための準備を進める。
- ・ 情報の一元化や広報に努め、登録しやすい、また、利用しやすい人材バンクとする。

(3) 令和8年度以降

ア 休日の地域クラブ活動の検証と平日の地域連携・地域移行の可能性の検討

- ・ 休日における学校部活動の新しい活動スタイルの進捗状況等を検証し、更なる部活動改革を推進する。その際、学校部活動の地域連携・地域移行の目的及び目指すスタイルと照らし合わせて、サービス管理等も含め、適切な枠組みのもとで検証を行う。

イ 府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行

- ・ 府立高等学校附属中学校における休日の学校部活動の地域連携・地域移行を目指す。

ウ 持続可能な体制の支援

- ・ 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備充実の本格的な取組を支援し、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。

エ 中学校向け地域クラブ活動ガイドブックの作成

- ・ 生徒が、学校部活動以外にも地域クラブ活動を選択できるようガイドブックを作成する。

3 市町村の推進指針等の作成

市町村は、例えば、推進指針等を作成することにより、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、地域連携・地域移行に係る取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

<第2編>

活動のためのガイドライン

活動のためのガイドラインについて

国のガイドラインの改定を踏まえ、これまでの「京都府部活動指導指針」（平成31年4月改訂版）を見直し、「活動のためのガイドライン」として一部改定し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示す。また、生徒数の減少の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示す。

なお、第2編は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とするが、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の学校部活動についても適用する。

<第2編での記号>

表 記	用 法
○	京都府部活動指導指針（平成31年4月改訂版）から変更のない項目を指す。 ※一部、文言の整理はあるが、文意に変更のない項目も含む。
◎	京都府部活動指導指針（平成31年4月改訂版）からの変更及び新設の項目を指す。

第1章 活動方針・活動計画の作成及び公表

学校部活動の指導においては、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、指導方針・活動計画（年間・月間）を作成し、事前に校長からの活動承認を受けることが重要である。

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があり、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動に準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定することになる。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

なお、学校部活動と地域クラブ活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、両者の間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが大切である。その際、兼業兼職により指導に携わる教員の知見も活用することが望ましい。

1 活動方針・活動計画の作成

学校部活動

- 校長は、学校の設置者の方針に則り、校内で「学校部活動に係る活動方針」を作成すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針及び活動計画において、学校部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。
- 校長は、活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。

地域クラブ活動

- ◎ 運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成すること。
- ◎ 運営団体・実施主体は、例えば、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図ること。

2 生徒のニーズを踏まえた活動

学校部活動

- 校長は、生徒数の減少や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が学校部活動を行える機会を設けること。
- ◎ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること。
- ◎ 校長は、特定の種目・部門だけでなく、校内での他の学校部活動や地域での活動と兼ねることもできるよう生徒の希望に配慮すること。
- ◎ 学校の設置者及び校長は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにすること。
- ◎ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。(第3編 第3章 5に再掲)

地域クラブ活動

- ◎ 運営団体・実施主体は、生徒数の減少や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が地域クラブ活動を行える機会を設けること。
- ◎ 運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて確保すること。

3 公表

学校部活動

- ◎ 校長は、校内で作成した「学校部活動に係る活動方針」、「活動計画」及び「活動実績」を公表(学校のホームページ等)するとともに、活動状況の把握を行うこと。

地域クラブ活動

- ◎ 運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を公表すること。

第2章 練習時間・休養日の設定

練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定する。

高等学校の学校部活動については、原則、中学校の練習時間・休養日の設定を適用するが、発育・発達による体力の向上や自己管理能力の向上等、中学校教育の基礎の上に多様な教育活動が行われている点に留意するとともに、地域や学校の実態を踏まえ、設定する。

1 練習時間

学校部活動
【中学校】 ○ 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。 ○ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
【高等学校】 ○ 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。 ○ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
地域クラブ活動
◎ 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。
◎ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

（参考）〔練習時間〕

医・科学的な視点

- 1週間に16時間以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まる。

～アメリカ臨床スポーツ医学会（2014年）『ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明』～

- ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。

～米国小児科学会（2007年）『ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、

オーバートレーニングとバーンアウトについて』～

※ 休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましいと示されています。

2 休養日

学校部活動

【中学校】

- 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

【高等学校】

- 週当たり1日以上設定すること。
- 月当たり2回程度、土・日曜日に休養を設定することが望ましい。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

地域クラブ活動

- ◎ 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- ◎ 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。
- ◎ 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

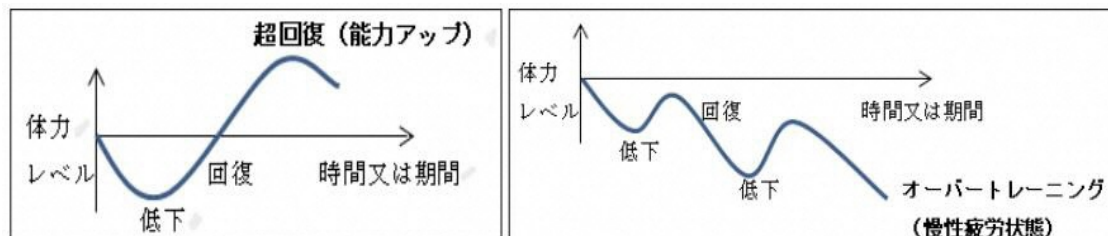
(参考)【休養日】

超回復

- 休養を適切に取り、完全に疲労等が回復すると、能力はただ元に戻るだけでなく、前の状態よりも高いレベルに回復する性質がある。

オーバートレーニング

- 疲労が完全に回復しないまま継続すると、慢性疲労状態に陥り、能力が低下する。



フィットネスー疲労理論

○ 「期分け（ピリオダイゼーション）」の概念の長期的、中期的、短期的な考え方をもとに、アスリートのパフォーマンス発揮は、トレーニング効果と疲労の差によって定義づけられる。疲労は、各トレーニング後に生じるが、トレーニング直後に最大となり、時間の経過とともに減少していく。一方、フィットネス（トレーニング効果）もまた、トレーニング後に生じる。フィットネスは、練習後急激に、またはより長い期間を経て得ることができる。このフィットネスもまた、時間とともに減少していくが、その減少度よりも疲労回復の方が早く、より高いパフォーマンスが発揮できるようになる。

※ 適切な休養は、体力向上はもとより、リフレッシュにより心身のバランスを保ち、学習や日常生活における意欲増進に繋がることは言うまでもありません。

第3章 指導の在り方

1 適切な指導

学校部活動
地域クラブ活動
【適切な指導】
○ 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。
○ 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
○ 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。
○ 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。
【指導上の留意点】
◎ 指導者は、学校部活動及び地域クラブ活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な学校部活動及び地域クラブ活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。
○ 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。
○ 学校部活動において校長は、必要に応じて、技術的な指導や援助等について、外部人材等の活用を検討すること。

2 体罰（暴力）・ハラスメント行為の防止

指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければならない。

体罰（暴力）・ハラスメント行為は、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。

体罰（暴力）・ハラスメント行為を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければならない。

学校部活動
地域クラブ活動
【体罰（暴力）】 ○ 指導者は、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰（暴力）も禁止である。 ○ 指導者による、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。 ○ 指導者は、体罰（暴力）が、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。
【ハラスメント行為】 セクシュアル・ハラスメント ○ 指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。 パワー・ハラスメント ○ 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

3 安全管理と事故防止

学校部活動
地域クラブ活動
【安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止】 ○ 指導者は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。 ○ 指導者は、怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。 ○ 学校部活動において指導者は、他の学校部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。 ○ 学校部活動において指導者は、やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の学校部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

【施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理】

- 学校部活動において校長は、また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。

熱中症対策

- 指導者は、「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT測定器の活用等）
 - ※環境省『熱中症予防情報サイト』（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）参照
 - ・ 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動を原則として行わないなど、適切に対応すること。
 - ・ 高温や多湿時において予定している練習や大会について、練習を見合わせたり、大会の延期や見直し等、柔軟な対応をすること。
 - ・ 練習や大会において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、参加生徒の適切な選抜、観戦者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。
 - ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

気象変化対策

- 指導者は、落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。

第4章 学校部活動の外部人材等の活用に関する留意事項

学校の設置者及び学校は、学校の実態に応じ、外部人材等を適切に配置すること。

なお、外部人材等は、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。学校及び顧問は、指導を外部人材等に任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、外部人材等に対して適切な指示を行うとともに、指導や健康管理において地域のスポーツドクターやトレーナー等の専門的な地域人材等とも連携しながら部活動を運営していく視点をもつこと。

学校部活動

【部活動指導員】

- 部活動指導員は、学校部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。学校部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。
- 部活動指導員は、学校教育に関する知識を持ち理解し、技術的な指導ができる者を任用することから教員免許等を有していることが望ましい。
- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。

第5章 学校部活動の運営の在り方

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、生徒数の減少が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築を徹底するするとともに、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒・保護者・教員等の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

1 学校全体での学校部活動マネジメントの確立

学校部活動

- 校長の理解とリーダーシップのもと、学校部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、学校部活動数の精選や顧問配置等、学校部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。
- ◎ 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部人材など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置すること。
- ◎ 校長は、教員を学校部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築すること。
- ◎ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行うこと。
- 校長は、学校内に学校部活動検討委員会等を設置し、学校部活動の意義、運営や指

導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について、情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。

- 校長は、体罰（暴力）やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- 学校の設置者及び校長は、円滑に学校部活動を実施できるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体等地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、外部人材等の任用・配置を積極的に促進するなど、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進めること。
- 学校の設置者及び校長は、学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。

2 顧問の指導体制

学校部活動

【顧問の複数配置】

- 校長は、主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。
- 校長は、指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう顧問を複数配置し、管理職や他の教員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。
- 校長は、顧問の複数配置により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

【顧問の勤務時間管理】

- 校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数の顧問による連携や外部人材の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

3 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

学校部活動

- 校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

4 家庭及び地域等との連携

学校部活動

- 校長は、学校部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。
- 校長は、定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、学校部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。
- 校長は、地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。
- ◎ 校長は、地域クラブ活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。
- ◎ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めること。
- ◎ 学校の設置者及び校長は、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすこと。
- ◎ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。（第3編 第3章 5に再掲）

第6章 地域クラブ活動の運営の在り方

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点を有することが必要である。

1 会費の適切な設定

地域クラブ活動

- ◎ 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。
- ◎ 運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（令和元年8月スポーツ庁策定）に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

2 保険の加入

地域クラブ活動

- ◎ 運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促すこと。

3 学校との連携等

地域クラブ活動

- ◎ 運営団体・実施主体は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくこと。
- ◎ 運営団体・実施主体は、学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。

<第3編>
活動のマニュアル

第1章 学校部活動からの新しい活動スタイルの事例

都市部に設置されている学校もあれば中山間地域等に設置されている学校がある中、それぞれの地域におけるスポーツ・文化芸術環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様である。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせる等創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要がある。

ここでは、様々な事情を抱える学校現場や地域において段階的な地域連携・地域移行や合同部活動等を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを意識できるよう、多様な事例を示す。

なお、事例は、文化芸術活動にも共通するものであり、地域文化クラブ活動も同様のスタイルになる。

また、スポーツ庁及び文化庁において、令和3年度における「部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」、令和4年度「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」等を公表しており、全国各地で展開されている事例を参照できる。

(参考資料)

【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」(令和3～4年度)

【文化庁】「文化庁活動の地域移行に関する実践研究事例集」(令和3～4年度)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html



【スポーツ庁】「全国の出組紹介」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html



【文化庁】「地域部活動推進事業」・「地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業」成果報告書等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>

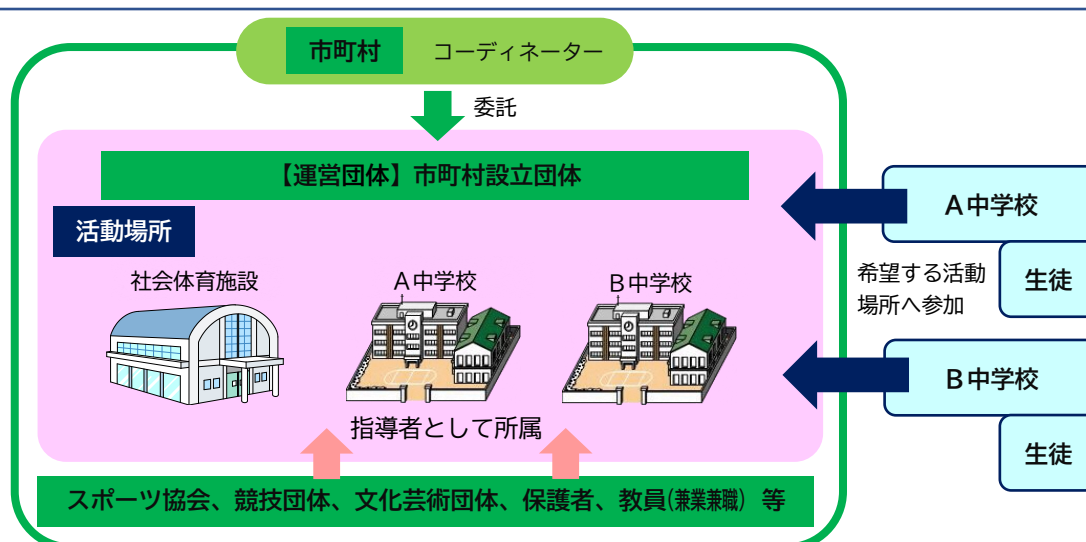


事例1 行政主導型Ⅰ

市町村が主導して運営団体を設置し、管理運営を委託

- 地域に総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するスタイルである。
- 市町村が主導して、運営団体となる団体（民間企業、NPO法人、任意団体等）を設置し、管理運営を委託する。
- 地域のスポーツ協会や競技団体、文化芸術団体等と連携を図りながら、指導者を確保して、スポーツ教室や文化芸術活動を毎週実施するような形式をとる。
- 行政がコーディネートしているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。

体制イメージ



<期待される効果>

- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- 地域が一体となり、地域のコミュニティも生まれやすい。
- 指導者への謝金が高額にならず、受益者の金銭的負担も軽減される。
- 中学生以外の参加も可能である。
- 生徒のニーズに対応できる等、学校ではできなかった活動ができる。
- 全種目を設置することができれば、部活動の全てを移行できる。

<想定される課題>

- 事業拡大を踏まえると民間企業も含めた委託団体の選定が必要である。

★埼玉県白岡市スタイル★

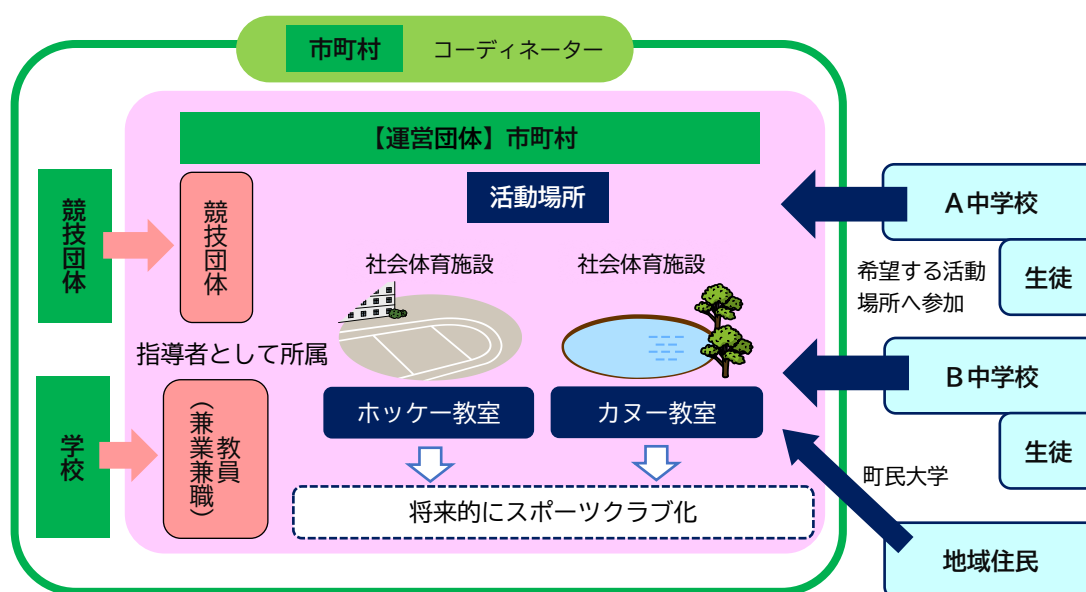
- ★ 白岡市がPTAを母体とした委託団体を設立
 - ・ 外部指導者が委託団体に指導者として登録
 - ・ 委託団体から指導者に謝金
- ★ 市内4中学校の運動部・文化部の10の部活動を対象
 - ・ 委託団体が市教委と学校の連絡調整
 - ・ 活動は週末1回
 - ・ 顧問教員の兼業兼職も可
 - ・ 令和5年度に全ての部活動で実施予定

事例2 行政主導型Ⅱ

市町村が運営団体となり、スポーツクラブ化を目指したスポーツ教室を実施

- 地域に民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するスタイルである。
- 市町村が地域のスポーツ協会、競技団体と連携しながら、指導者を確保し、スポーツ教室を毎週実施するような形式をとる。
- 指導者バンクを設置し、スポーツ教室や土日の学校部活動へ指導者を派遣することもできる。
- 将来的にスポーツクラブ化を目指すこともできる。
- 行政が中心となっているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。
- 町民在住・在勤対象の「町民大学」（社会教育講座：教養、地域文化、スポーツ等）で開講する講座の中にスポーツ教室を位置付けることで、地域が一体となって取り組めるため、地域の協力やコミュニティも生まれる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 地域に根差した特色ある競技種目に取り組むことで、地域振興に繋がる幅広い年代を対象とした活動が期待できる。
- 将来的にスポーツクラブ化を視野に入れた教室を計画することで、地域のスポーツ関係団体との連携が深まる。
- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- 社会教育講座のスポーツ教室に位置付ける等、地域が一体となって取り組める計画をすることで、地域のコミュニティも生まれやすい。
- 中学生以外の参加も可能である。
- 生徒のニーズに対応できる等、学校ではできなかった活動ができる。

<想定される課題>

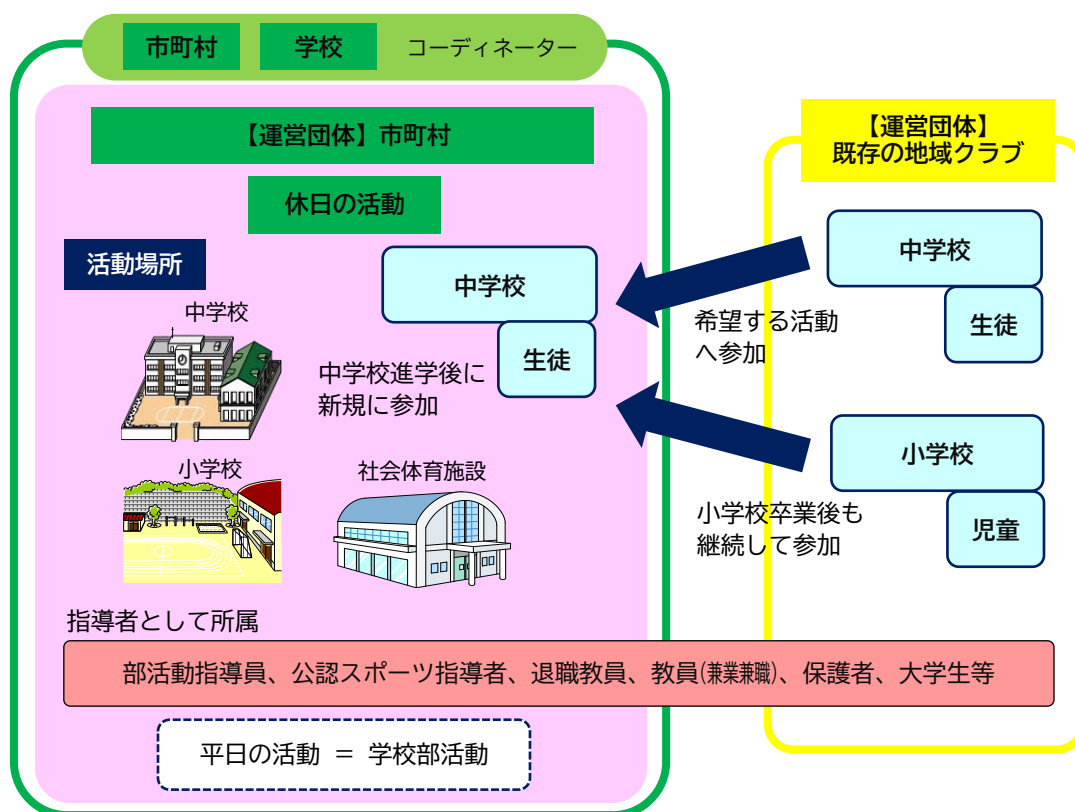
- 地域の指導者の高齢化やその競技種目に携わる若い指導者の開拓が難しい。

事例3 行政主導型Ⅲ

市町村が主導して、部活動指導員を学校へ配置し、休日の地域クラブ活動にも雇用

- 行政が中心となり、現在の部活動を生かしつつ、指導者が地域の人材に代わるスタイルである。
- 既存の地域のクラブ指導者等が部活動指導員として一定期間、学校部活動で指導し、生徒や保護者の理解を得た上で、改めて、休日の活動の指導者として市町村が雇用する。
- 地域連携をすることで、現行の部活動を継続することができる。
- 地域のクラブ指導者等が学校部活動の延長として、休日に指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 今までのスタイルを大きく変えず、進めることができる。
- 専門的な指導を受けることができ、生徒の活動の保障と教員の負担軽減に繋がる。
- 休日でも学校の施設をそのまま使用できるため、保護者の送迎の負担が少ない。
- 部活動指導員として一定の指導期間を経て、改めて市町村で指導者として認定するため、生徒や保護者、顧問等からの指導者への信頼度が高い。
- 小学生から地域主体の活動を続けている子どもは、中学生になっても継続して活動がしやすい。

<想定される課題>

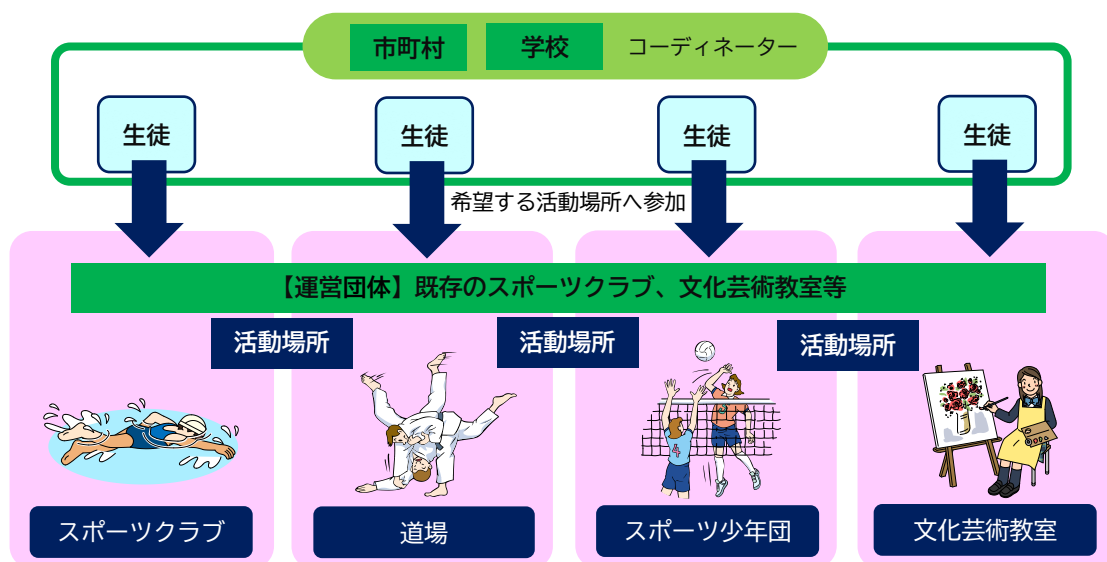
- 部活動の現状を維持することから、活動クラブに限られる可能性がある。
- 地域連携を主とすることから、受益者負担となった場合に、十分な理解を得る必要がある。

事例4 単一スポーツクラブ・文化芸術教室型

既存のスポーツクラブや文化芸術教室、道場、スポーツ少年団を活用

- 各地域に既存のスポーツクラブや文化芸術教室、道場、スポーツ少年団がある場合、該当する学校部活動のみを選択し、段階的に移行することができる。
- スイミング、スケート、ダンス、音楽教室、スポーツクラブ等へ通っている生徒も多い。
- 柔道や剣道等の道場が設置されている場合、各競技団体等と連携して休日の部活動を依頼することで、移行できる可能性も高い。

体制イメージ



<期待される効果>

- 既存の単一クラブに移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域スポーツクラブ活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校部活動と同じ実施体制で取り組み、保護者の理解・協力を得やすい。
- 学校も安心して任せることができ、顧問との連携もスムーズにできる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。

<想定される課題>

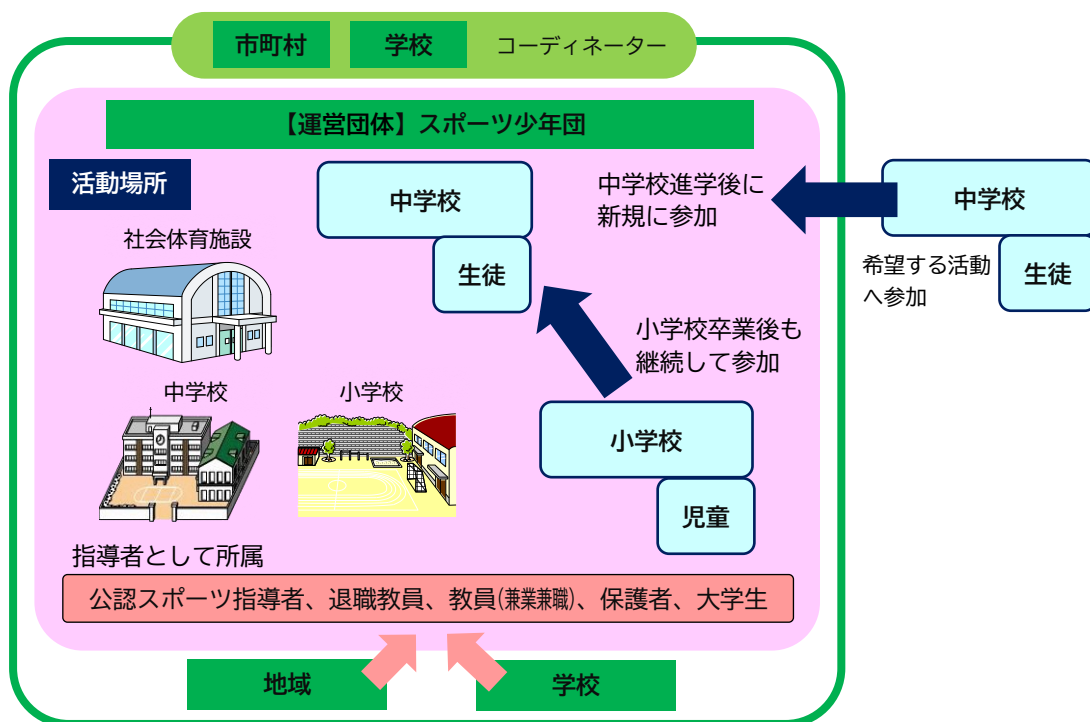
- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- 単一クラブごとに、運営体制や指導体制が異なるため、オーバートレーニング等に注意が必要である。
- 専門的な指導者の場合、謝金が高額になる。
- 加入者が少なくなると、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。
- 全ての部活動の移行ができない。

事例5 スポーツ少年団連携型

スポーツ少年団が運営団体として、地域や小学校・中学校等と連携

- 事務局となるスポーツ少年団がある場合、これも理想的な仕組みの一つである。
- スポーツ少年団は、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入等運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者等が、スポーツ少年団に指導者として所属し、地域スポーツクラブ活動を指導するシステムである。
- 小学校卒業後、中学生になっても継続して活動ができる。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼業兼職の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、スポーツ少年団に所属して指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 小学生から地域主体の活動を続けている子どもは、中学生になっても継続して活動がしやすい。
- 既存のスポーツ少年団に移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域スポーツクラブ活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 小学校・中学校の継続した指導体制が確立できる。

<想定される課題>

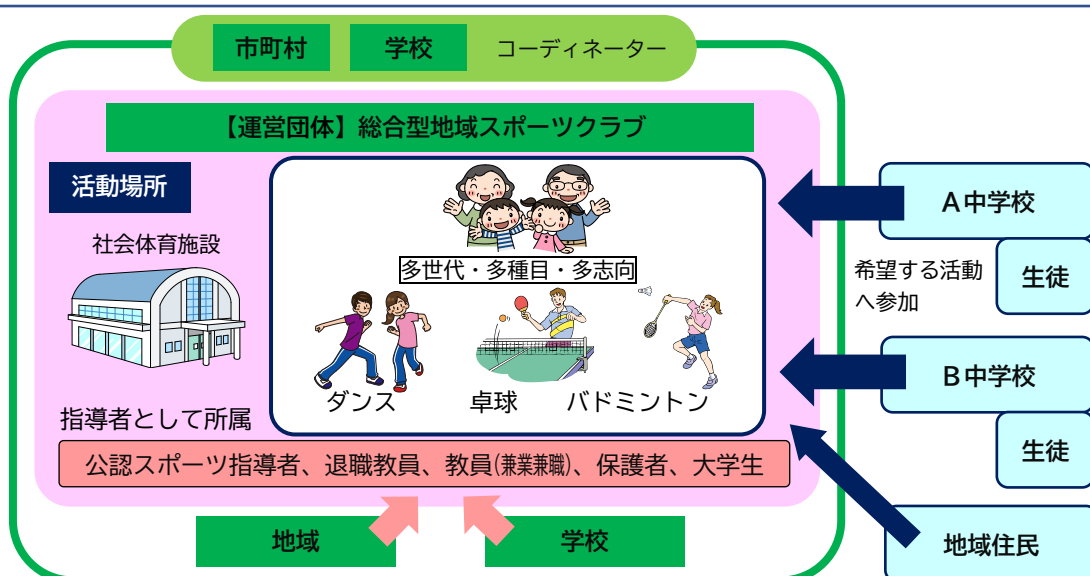
- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- スポーツ少年団ごとに、運営体制や指導体制が異なるため、オーバートレーニング等に注意が必要である。
- 中学生になるまでどこにも所属せず、スポーツ活動に参加していなかった生徒は、これまでの学校部活動での受け皿がなく、新たにスポーツを始めることのハードルが高い。

事例6 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅰ

総合型地域スポーツクラブが運営団体として、地域や中学校等と連携

- 事務局となる総合型地域スポーツクラブがある場合、これも理想的な仕組みの一つである。
- 総合型地域スポーツクラブは、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入等運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者等が、総合型地域スポーツクラブに指導者として所属し、地域スポーツクラブ活動を指導するシステムである。
- これは、総合型地域スポーツクラブだけではなく、民間のスポーツクラブ等もこのパターンと同様になる。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼業兼職の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 運営体制が整っているため、安心して活動を任せられる。
- 学校部活動と同じ活動体制で取り組めるため、生徒・保護者の理解・協力を得やすい。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。
- 加入者が多くなれば、一人当たりの会費も低額になる。
- 大人や高齢者になってもスポーツに親しむ姿を身近に感じることで、生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢を育むことができる。
- 中学校を卒業後も選手や指導者として地域でスポーツに親しめる機会を確保できる。

<想定される課題>

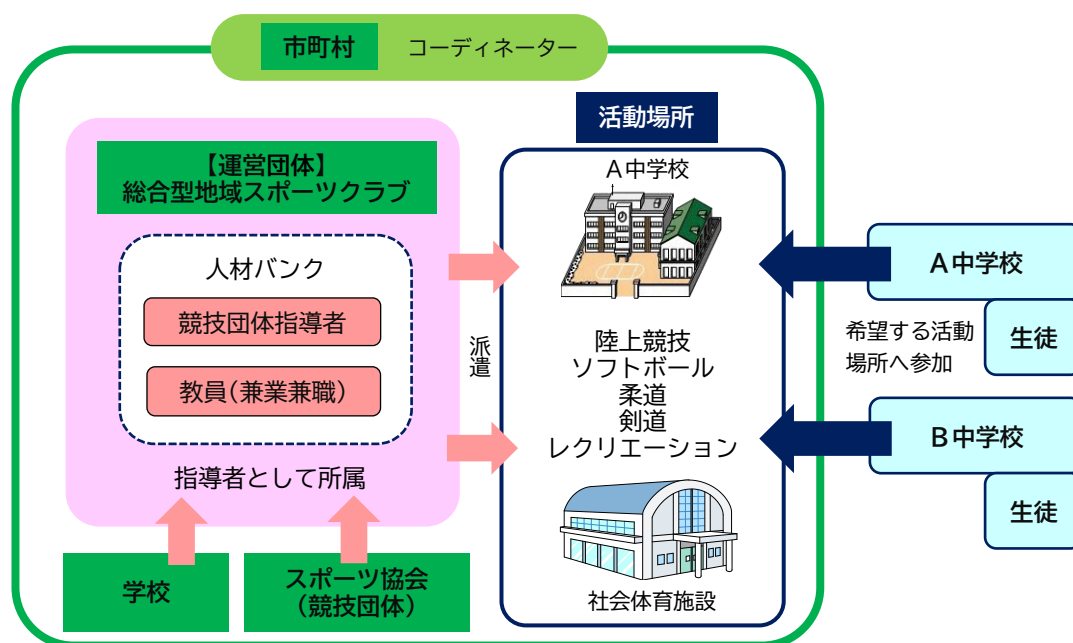
- 事務局の負担が大きい。(安全管理、指導者・学校との連絡調整、会計管理等)
- 専門的な指導者の場合、謝金額が高額になる場合もある。
- 加入者が少ないと、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。

事例7 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅱ

総合型地域スポーツクラブが運営団体となり、人材バンクを設置して指導者を派遣

- 市町村がコーディネーターとなり、総合型地域スポーツクラブとスポーツ協会と学校を繋ぎ、運営体制の連絡調整を行う。
- 総合型地域スポーツクラブが運営団体となり、人材バンクを設置して、休日の地域スポーツクラブ活動へ指導者を派遣する。
- 人材バンクへの指導者登録は、スポーツ協会を通じて競技団体へ指導者選定の協力を依頼する。
- 人材バンクへは、兼業兼職を希望する教員も登録する。
- スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校校長会、中体連専門部、首長部局、教育委員会による合同会議の設置によって、関係者間の情報共有や課題対応を円滑に進めることができる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 当該種目の競技団体と連携することによりスムーズな指導者確保ができる。
- 専門性の高い指導が実施できる。
- 他校種からの参加や初心者参加等幅広い年代への取組は、競技人口の増加にもつながる。
- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- レクリエーション、基礎体力向上等体を動かすことの楽しさを知る活動も設ける等、学校ではできなかった活動ができる。

<想定される課題>

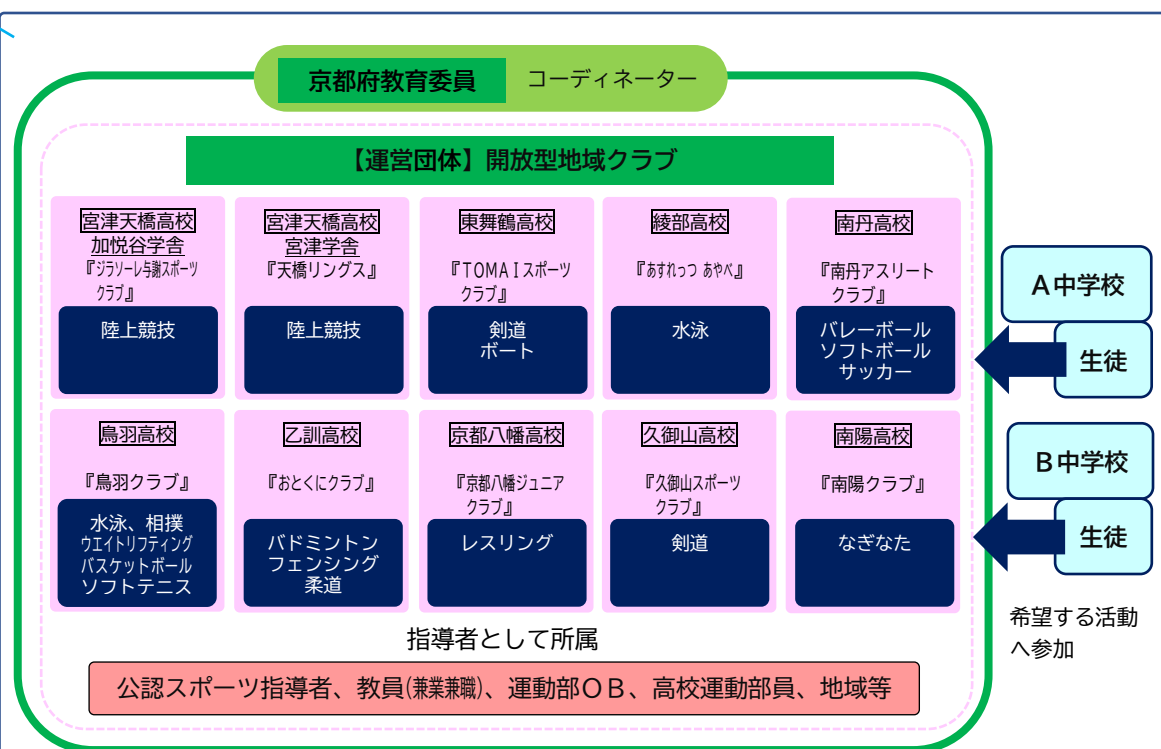
- 継続した持続可能な運営団体の構築が必要である。
- 新しい種目の設置に向けて、担い手となる団体や総合型地域スポーツクラブへ新種目の設置等の連携が必要になる。
- 種目が増える等充実すると、必要となる指導者数も増えること、関係団体や地域内の他校種とも連携し、指導者の発掘も必要である。

事例8 開放型地域クラブ連携型

府立学校を活用した開放型地域クラブが運営団体として、中学校と連携

- 府立学校が有する優れたスポーツ資源（施設、指導者等）を活用した総合型地域スポーツクラブの「開放型地域クラブ」へ参加する。
- 開放型地域クラブが運営団体となり、管理運営を行う。
- 中学生にとって、高校運動部員による指導や助言は、憧れの存在として夢や希望にも繋がる。
- 開放型地域クラブ以外にも、府立学校施設を活用したスポーツ教室が開設されており、継続的にスポーツに親しむ機会の拡充が見られる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 府立学校を拠点に体育施設や教員等の指導技術等を地域社会に提供できる。
- 校種や学校を超え、子どもたちに一貫した指導理念に基づく適切な指導ができる。
- 継続的にスポーツに親しむ機会を提供できる。
- 世代間交流や地域コミュニティづくりに寄与できる。

<想定される課題>

- 学校施設・設備の管理体制を整える必要がある。
- 高校教員の負担軽減に配慮する必要がある。
- 教員以外のクラブ運営の人材が必要である。

★府立学校施設でのスポーツ教室★

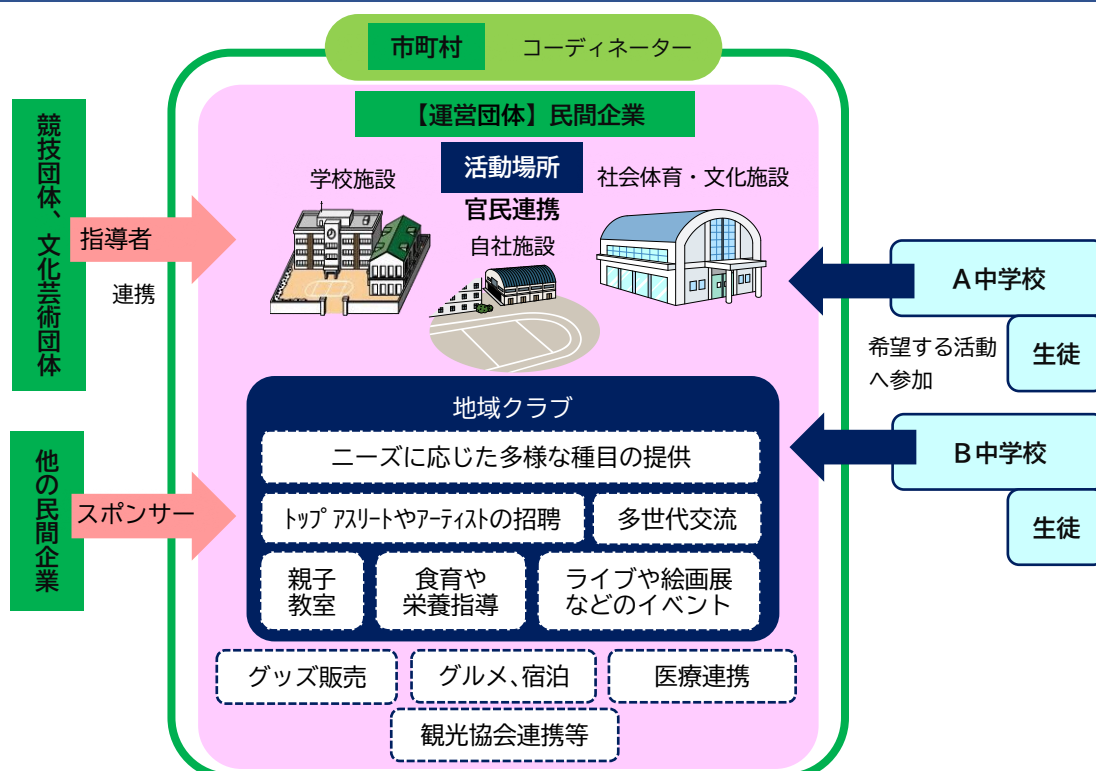
- ◇ 海洋高校『海洋ジュニア』
 - ・レスリング
 - ・ウエイトリフティング
- ◇ 丹後緑風高校網野学舎『網野レスリング丹心』
 - ・レスリング
- ◇ 菟道高校『東宇治ジュニアクラブ』
 - ・ボクシング

事例9 民間企業連携型

民間企業が地域クラブを設置し、市町村が中学校との連携をコーディネート

- 地域の民間企業が地域クラブを設置して運営団体となり、市町村はコーディネーターとして、地域や中学校への紹介等を行う。
- 地域の民間企業は、より自立した持続的なクラブ運営とするため、地域の他企業からのスポンサーや自社グッズの販売等を行うことが可能である。
- 中学生のみならず、地域のスポーツ振興を幅広く捉え、医療連携（スポーツ障害相談等）や地域の観光協会とも連携し、ご当地グルメマラソン、スポーツツーリズムなど地域の活性化に繋げることも可能である。
- 地域クラブへの引率の保護者を対象とした食育や栄養教室、親子での体験教室や保護者向け健康づくり教室などの開催も可能である。

体制イメージ



<期待される効果>

- 官民が協働して公共サービスを提供することで、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用して、限られた予算を効率よく使い業務を効率化したり、サービスを向上させたりすることができる。
- 学校部活動の種目以外の競技団体、文化芸術団体と連携し、生徒のニーズに応じた受け入れ種目を確保ができる。
- 地域の指導者、競技団体、文化芸術団体等と連携することで、専門性の高い指導が実施できる。
- 参画する各企業の強みをマッチングさせた活動ができる。
- 地域の学校施設や企業等が有する施設の利用や設備・用具の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

<想定される課題>

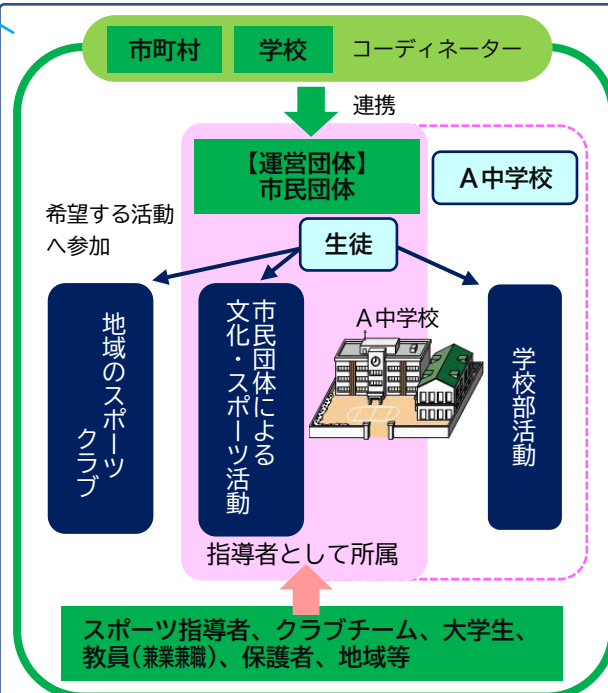
- 継続した持続可能な運営団体の構築が必要である。

事例10 学校設立型 I

学校がPTAや後援会と連携し、市民団体を設立

- 地域に総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等がない場合、学校がPTAや後援会と連携して市民団体を設立することが考えられる。
- 保護者、地域から設立に理解を得られた場合、スムーズに設立することができる。
- 市民団体が運営するためには、事務局を担う人材を確保する必要がある。また、指導者の確保を市民団体が担わなければならない。
- 学校の意見が反映しやすく、連携がスムーズであり、生徒にとってはこのパターンが学校部活動と変わりなく活動できる。

体制イメージ



★茨城県つくば市スタイル★

- ★ つくば市立谷田部東中学校等がPTAや学校評議員などの地域人材と連携して市民団体を設立
 - ・理事長に元PTA会長、理事にPTA役員や地域の協力員が就任
 - ・事務局は総合型地域スポーツクラブで会費管理や指導者の日程調整等を担う
 - ・生徒は、「学校部活動」「市民団体主導の地域文化・スポーツクラブ活動」「地域のスポーツクラブ」より選択
 - ・教員は、兼業兼職により「市民団体主導の地域文化・スポーツクラブ活動」「地域のスポーツクラブ」で指導
 - ・11種目（運動部10、文化部1、トレーナー指導1）で年間30回程度の実施

月	火	水	木	金	土	日
市民団体クラブ	学校部活動	学校部活動	市民団体クラブ	学校部活動	どちらか1日 市民団体クラブ ※種目ごとに週1回実施	

<期待される効果>

- 全部活動移行が可能である。
- 生徒、保護者及び地域の理解が得やすい。地域のコミュニティが活性化する。
- 生徒は、学校部活動と代わりなく進められ、大会参加も同様の形を得やすい。
- 学校と連携しているため、平日の実施も可能になる。
- 指導者の謝金が高額にならない。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目のクラブに入会することもできる

<想定される課題>

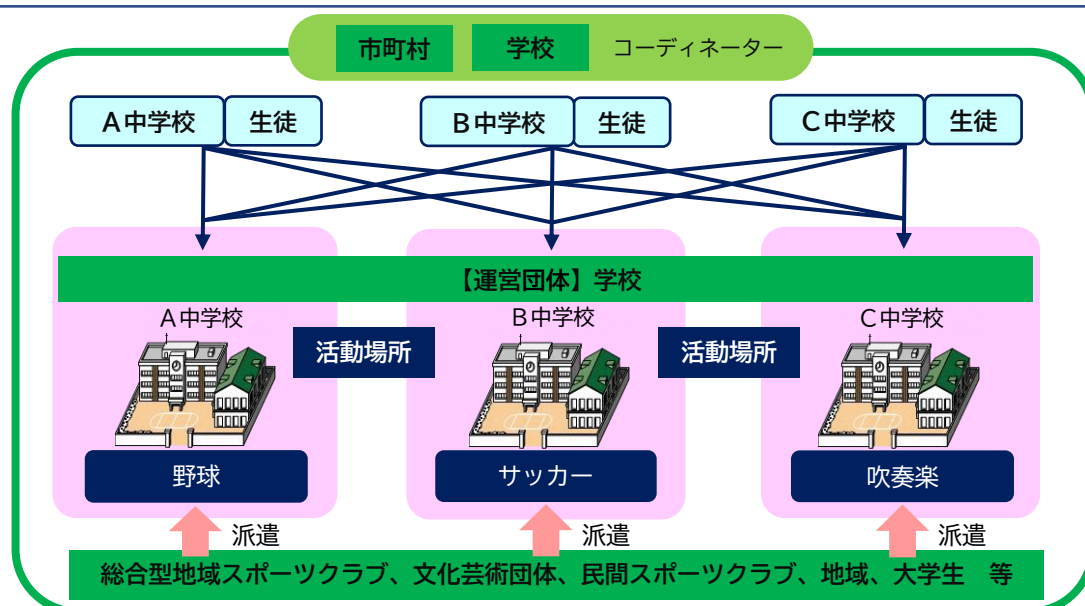
- 運営するまでには、生徒、保護者及び地域に理解を得て設立するため、管理職及び担当職員の負担が大きい。
- PTAの役員を市民団体の役員にした場合、年度ごとに更新しなければならない。
- 事務局を担う人材、指導者の確保が難しい。教員の兼業兼職が多くなる。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 日程調整など、コーディネーター的職員の負担が発生する。

事例11 学校設立型Ⅱ

種目や種類ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣

- 学校部活動の拠点校方式による合同部活動スタイルと似た形式である。
- 種目や種類ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣するスタイルである。1つの学校で設立することが難しい場合、地域が一体となって取り組める形である。
- その場合、一つの総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間のスポーツクラブ等に事務局を依頼するか、種目・種類ごとに事務局が違う単一スポーツクラブ・文化芸術教室に依頼することもできる。
- 地域で拠点となる学校、種目・種類が決まれば、生徒に地域クラブ活動を勧めることができる。
- 生徒も専門の指導を受けられるとともに、部員不足を解消できる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 部員不足を解消できる。
- 生徒間の交流が生まれ、区域外通学や部活動による転校を防げる。
- 設立までは、当該校の校長同士の連携は必要になるが、運営が始まれば、地域のクラブチームに参加していることと同様の活動になる。
- 学校の負担が少なく、教員の負担軽減にもつながる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。

<想定される課題>

- 全部活動を移行することが難しい。
- 事務局を統一することが難しく、それぞれ競技ごとの運営になると考えられる。
- 拠点校が遠い場合は、保護者の送迎が必要になる。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 運営団体が用具類の準備をしなければならない。
- 学校間の連携が必要になる。

<事例12～14> 地域移行の実現に時間を要する場合、従来の学校での部活動を継続しながら、可能な限り早期の実現を目指して着実に取組を進める。

事例12 並行型Ⅰ（学校部活動の連続した休養日スタイル）

土・日曜日の連続した休養日を設定し、教員の休日のライフスタイルを改善する。

- 土・日曜日の連続した休養日を設定することで、生徒の心身の健康保持と教員の負担軽減に繋がる。

事例13 並行型Ⅱ（部活動指導員の活用スタイル）

部活動指導員が顧問となり、休日の指導や大会引率を担える体制を構築する。

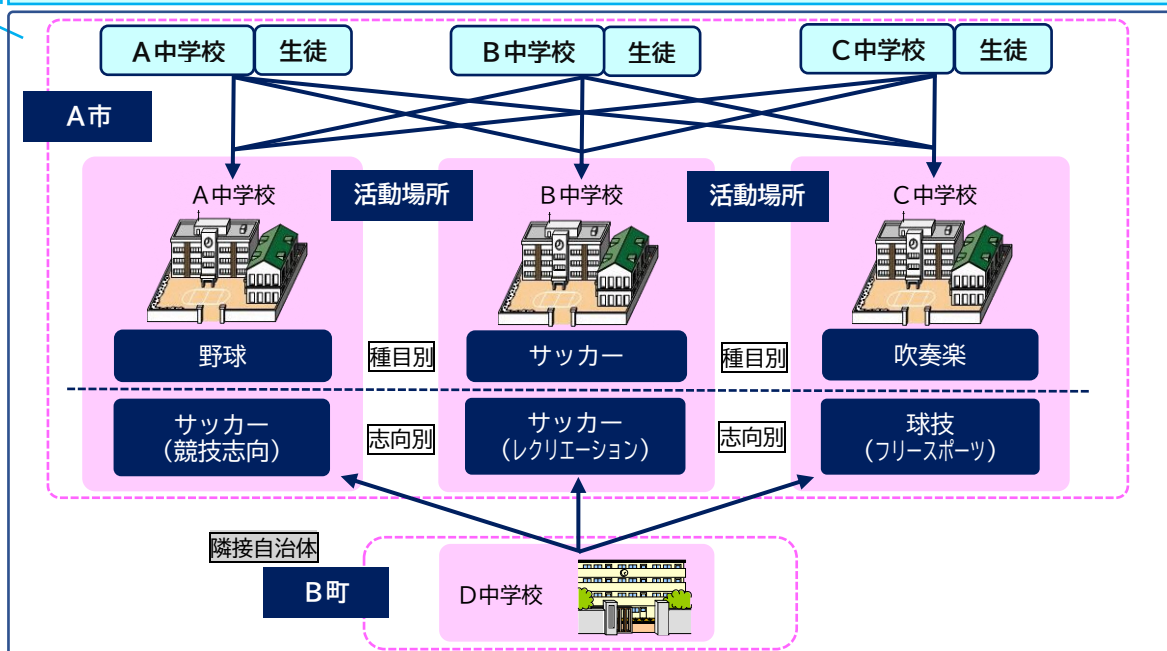
- 部活動指導員は単独指導や単独引率が可能なため、生徒の活動の保障と教員の負担軽減に繋がる。

事例14 並行型Ⅲ（拠点校方式による合同部活動スタイル）

単独校では活動が成立しない種目等を、一つの学校が拠点となって合同で活動したり、隣接する自治体の学校が広域的に受け入れて合同で活動する。

- 在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない、部員数が少なく単独では十分な活動が行えない場合に、一つの学校や隣接する自治体の学校が受け入れる。
- 専門的な指導ができる教員の元で、適切な指導が受けられる。
- 複数校の教員が順番に指導に当たる等のルールを決めることで、負担軽減に繋がる。
- 受け入れる内容は「種目別」「志向別」等、生徒のニーズに応じて設定する。

体制イメージ



第2章 地域クラブ活動の制度設計の手順

1 検討プロセス

学校部活動は段階的に地域連携・地域移行を進めていくのが適切である。そのため、ここでは、段階的な地域連携・地域移行を検討する上での参考となる考え方を示す。

なお、プロセスは、地域連携・地域移行の効果が高いと考えられる代表的な活動を想定して例示したものであり、あらゆる活動の可能性に対応したものではない。地域連携・地域移行を検討する際には、各地域の資源や学校の状況に応じて、複数のモデルを組み合わせた取組が最適な場合もある。プロセスはあくまでも一例のため、各項目については、各地域の状況に応じて柔軟に検討を進めることが必要である。

(1) 協議会の設立

ア 協議会の設立

- ・ 各市町村や地域において、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体（体育・スポーツ協会、文化振興財団・文化協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等）、学校（大学、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校等）、保護者等の関係者からなる協議会などを設置し、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築の在り方やスポーツ・文化芸術団体への支援等の整備充実方策、運営団体の立ち上げ、教員等の兼業兼職の仕組み等についての具体的な検討を開始する。
- ・ 協議会には、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備することを踏まえ、多角的な視点で検討が深まるよう、様々な分野の関係者からの参画が望まれる。多くの関係者とのネットワークを構築することが大切である。
- ・ 協議会における検討状況等については、随時ホームページで公開する等、地域へ広く周知することが大切である。

イ 協議会の定期的・恒常的な体制

- ・ 協議会は、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携できる体制を整備しておく。その際、地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、双方の間で活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うため、兼業兼職により指導に携わる教員がいる場合には、その知見も活用することが望まれる。

(2) 運営団体の決定又は立ち上げ

ア 運営団体の主な業務

- ・ 地域クラブ活動の運営団体は、主に以下の業務を行うことを想定しているが、移行期間においては、必要に応じ市町村がサポートをし、軌道に乗せていくことも大切である。

運営団体の主な業務

①運営方針、運営方法等の決定

→協議会との連携や検討会議の開催

(地域連携・地域移行が進んだ際は、運営団体が開催することを想定)

②活動の周知に係る広報活動

③参加者の募集、受付

④活動のマネジメント

→活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バスの運行、大会等の参加手続き、事故・トラブル発生時の対応 等

⑤指導者のマネジメント

→指導者の確保、保険加入、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上研修会の実施 等

⑥参加者のマネジメント

→出欠確認、参加費の徴収、安全管理 等

⑦参加者及び保護者満足度を高める工夫

→アンケートの実施、PDCAサイクルによる運営改善 等

イ 適切な運営体制

- ・ 運営団体は公益性があり、ガバナンスが確立されている組織が求められ、様々な責任問題に対応できることが必要である。また、学校に代わり中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体である必要がある。
- ・ 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うことが求められる。
- ・ 運営団体となることが想定される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては必要に応じ市町村がサポートを行うことも大切である。

(3) 運営方針の決定

ア ニーズの把握

- ・ 児童生徒と保護者のニーズや、学校や地域の意向を把握する必要がある。その際、学校部活動に入っていない生徒も含めた生徒・保護者及び今後中学校に入学する児童・保護者のニーズや教員の意向をアンケート等で把握し、それを踏まえることが大切である。

- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動を行うためには、支援が必要な児童生徒と保護者のニーズの把握も大切である。
- ・ 地域のスポーツ・文化関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会するミーティングを開催する等、様々な立場から意見を集約することも効果的である。

イ 運営に係る検討会議等の実施

- ・ 把握したニーズや意向を基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術環境の創設に向けた検討会議等を開催する。
- ・ 検討会議等には、必要に応じて有識者の参加を求める等、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。また、地域クラブ活動は地域連携・地域移行の一側面であることを踏まえ、既存のクラブチームの関係者等の参加を求める等、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議が行われるようにする。
- ・ 地域クラブ活動の運営には保護者の理解が不可欠であり、PTA等と連携した協議も大切である。
- ・ 休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行うことが必要である。
- ・ 必要に応じて競技種目別の分科会を設ける等、効率的な会議運営体制を構築することも効果的である。

ウ ビジョンの作成

- ・ 地域における、地域連携・地域移行後の新たなスポーツ・文化芸術環境を考える際には、現在の学校外のスポーツ・文化芸術環境（クラブチーム、道場、民間クラブ、個人教室等）の全体像を把握し、それらと共存して活動する地域クラブ活動の在り方について検討する必要がある。
- ・ 地域のスポーツ・文化芸術活動を通じて中学生をどのような人材に育成していくのかという最終目標のために、いつまでにどのような方策（プロセス）をとるのかについて協議し、地域連携・地域移行後の新たなスポーツ・文化芸術環境についての明確なビジョンをグランドデザインとして共有することが大切である。
- ・ 地域クラブ活動は、現行の学校部活動とのつながりを意識しながら、市町村が運営方針等の作成に関わるため、その活動については、学校部活動の在り方に準じた方針等を作成することが望ましい。

エ 活動の名称と目的の設定

- ・ 学校部活動は、学習指導要領で「学校の教育活動の一環」と示された活動であるが、地域クラブ活動は、「学校管理下外の地域の活動」となる。そのため、地域の活動の名称に「部活動」を残すことは、生徒や保護者が間違った認識をもつ可能性に

も繋がることから、活動の名称を工夫することが望ましい。

- ・ 地域のスポーツ・文化芸術環境のグランドデザインを基に、地域クラブ活動の目的を示すことも大切である。

オ 活動する種目等の決定

- ・ 地域が持つ資源（指導人材、活動場所等）と生徒等へのニーズ調査の結果等を総合的に勘案し、活動する種目等を決定する。
- ・ 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動も考えられる。
- ・ スケートボードやストリートダンス等のアーバンスポーツ、メディア芸術、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動ができるユニバーサルスポーツやアート活動、中学校の学校部活動に設置が少ないスポーツや文化芸術等、これまで学校部活動では経験できなかったことを体験させることもできる。
- ・ 総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画することもできる。
- ・ ニーズはあるが、地域に十分な資源がない場合には、近隣市町村と連携する等、広域での活動機会の提供を検討する。

カ 活動回数、活動時間等の決定

- ・ 地域が持つ資源（指導人材、活動場所等）と生徒等へのニーズ調査の結果等を総合的に勘案し、作成した方針等に沿った活動回数と時間を決定する。
- ・ 回数は、最初は単発的に、2か月に1回程度からはじめる等、段階的に回数を増やしていくことも検討する。
- ・ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、公表する。

キ 費用負担の検討、財源の確保

- ・ 運営費用としては、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代（ボール等の共用用具等）、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用等が想定される。
- ・ 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが必要である。その際、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。
- ・ 地域クラブ活動に係る公共のスポーツ・文化施設等の施設使用料を減免・免除など低廉な額としたり、送迎面の配慮として市町村が所有するバスの活用等について

も検討を進めることが必要である。

- ・ 財源の確保には、クラウドファンディングの活用等も考えられる。
- ・ 地域クラブ活動は、「学校管理下外の地域の活動」であるため、運営費用は受益者負担が原則となるが、これまでの学校部活動は、学校の教育活動の一環として無償で行われていたイメージがあることから、受益者負担の考え方については、保護者に十分な説明を行い、理解を得る必要があり、適正な受益者負担額について、十分に検討、検証する必要がある。また、負担に応じたサービスの提供を求められるとともに、運営に際しては、生徒満足度、保護者満足度を高める工夫も求められることから、PDCAサイクルに基づく継続的な運営方法等の改善が求められる。
- ・ 受益者負担が発生することで生徒がスポーツ・文化芸術活動に参加できなくなることを防ぐため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の公的な支援等について検討する必要がある。

ク 補償制度の対応

- ・ 学校部活動で生じた学校管理下での怪我等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により補償されてきたが、地域クラブ活動は、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入することが適切である。
- ・ 自分の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合も想定し、指導者及び生徒の個人賠償責任保険も必要となる。

ケ 活動の開始時期の決定

- ・ 休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行の「段階的」とは、準備ができた地域や種目から順次という意味であり、回数についても段階的に増やしていくことが可能である。
- ・ 実践することではじめて、その後のPDCAサイクルでの運営改善が可能となるため、試行を積み重ねながらバージョンアップしていく視点も大切である。

コ 実施要項の作成

- ・ 上記ア～ケを踏まえて、実施要項を作成する。

(4) 指導者の確保

ア 指導者確保の方策例

- ・ 地域クラブ活動の指導は、地域の指導者と兼業兼職の手続きを経た指導を希望する教員が担うことも想定される。一方で、多くの地域において、現段階で十分な指導者を確保することが困難である現状を踏まえ、地域の実情に応じて、以下のような方策等を検討することが大切である。

指導者の確保の方策例

①地域のスポーツ・文化芸術人材の把握

市町村のスポーツ・文化芸術団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、個人で活動している指導者等をリストアップする。

②指導を希望する教員の把握

教員へのアンケート調査等により、地域クラブ活動での指導を希望する教員をリストアップする。

③指導人材登録制度の活用

①②で把握しきれない人材を活用するため、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保する。

④企業・大学との連携

地域に企業チームがある場合は、連携した指導者確保を行う。大学については、地域の活動で指導することが、特に教員を志望する学生にとって高いメリットがあることから、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集を行う。

⑤民間事業者との連携

フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者と連携を図る。

⑥求人募集

マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を行う。

⑦広域での活動の実施

近隣市町村と連携し、単一の市町村で成立しない競技種目の活動を広域で行うことを検討する。

イ 指導者の資質・能力

- ・ 地域クラブ活動の指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体が定める運営方針等に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須である。そのため、指導者の任用に当たって、一定の指導者資格（教員免許、J S P O公認指導者資格、競技団体が定める公認指導者資格、市町村が独自に定める指導者ライセンス等）を条件とする等の検討も大切である。
- ・ 地域クラブ活動を持続可能とするためには、参加者が将来、地域の指導者として子どもたちを指導したいという気持ちになるような、好循環な体制が構築されるような長期的な視点をもった活動を行うことも必要である。

(5) 関係団体、学校への説明・周知

ア 関係団体、学校への説明・周知

- ・ 地域クラブ活動の制度設計には、関係団体等との連携が不可欠である。各市町村において、関係団体等との連携に向けた説明や協議を進めていく必要がある。
- ・ 各学校では、準備の進捗状況等について、随時、適切に教員一人一人まで届くよ

う、情報を発信することが大切である。

- ・ 地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会するミーティングを開催する等、様々な立場の方々に一斉のメッセージを出し、同時に意見を集約することが効果的である。
- ・ 児童生徒への情報提供については、地域の活動には様々な選択肢があることを示す等、適切な時期に積極的に周知することも大切である。

イ 相談機関の設置や情報の一元化に向けた体制整備

- ・ 学校と各関係団体の連携をスムーズにするために、各学校等から相談があった場合の相談窓口や調整機関の設置を検討する。
- ・ 各学校の外部人材における情報や、各市町村等の地域クラブ活動等の情報を一元化できる体制を整備する。

(6) 保護者、地域への説明・周知

学校部活動が段階的に地域連携・地域移行をしていくことについては、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態があること、また受益者負担の活動になることへの理解を得る必要があることから、保護者、地域に向けて必要な情報を、適切に発信していく必要がある。

そのため、各市町村において、準備の進捗状況等について、現行の学校部活動の保護者向け説明会等の実施、PTA等への説明や広報誌への情報掲載、研修会等での意見交換を進めていくことも大切である。

(7) 生徒への募集案内

運営団体は、運営方針等の決定で作成した実施要項等により、募集案内を出す。

なお、生徒は地域連携・地域移行後に、どの活動に参加するか、参加しないかを自由に選択できるようにすることが望ましく、また、平日は学校部活動に参加していない生徒や文化部に所属している生徒が地域スポーツクラブ活動に、運動部に所属している生徒が地域文化クラブ活動に参加することも妨げないような募集を行うことが大切である。

(8) 指導を希望する教員への対応

ア 兼業兼職の取扱いについて

- ・ 文部科学省は、令和3年2月17日付け2初初企第39号で、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」を通知した。また、スポーツ庁・文化庁より令和5年1月30日付け「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」が示された。

【地域部活動と兼職兼業の関係について（文部科学省通知より抜粋）】

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能である。

【法令根拠】教育公務員特例法第17条（文部科学省通知より抜粋）

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

【兼職兼業の許可の判断を行う際に留意すべき事項（文部科学省通知より抜粋）】

形式的に運営団体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動に係る教師の業務が実質的に引き続き校長等の指揮管理下にあると判断されるような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理されるべきである。

【兼職兼業を希望しない教師について（文部科学省通知より抜粋）】

教師が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならない（中略）例えば、学校の管理職や周囲の教師、保護者等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させるようなことは、本人が希望しているとはみなされないことから（中略）本人の意思等をよく確認することが望ましい。

イ 兼業兼職に係るサービス管理の役割分担

- ・ 各市町村は、文部科学省の通知に沿って、指導を希望する教員が兼業兼職により、活動の主体である地域団体の業務に従事できるような仕組みを整理することになる。その際、運営団体と学校の役割を分担し、運営団体と当該教員から必要な情報が収集できるような仕組みを構築しておくことが望ましい。
- ・ 指導を希望する教員が兼業兼職の許可を得て指導する活動は、勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようにすることも大切である。

そのため、市町村は、必要に応じて他地域の運営団体と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理することが望まれる。

(9) 指導者の資質向上に係る研修の実施

地域の活動においては、これまでの学校部活動でも一定程度発生していたと考えられる「優秀な選手の引き抜き」「有力高校等からの生徒への直接の勧誘」「地域指導者に対する利益供与（例：所属選手の進路に関するもの）の申し出」「地域指導者に対する過剰な要求（例：保護者からの活動方針についての要求）」等の問題が、より顕在化することが懸念される。

これらの問題への対応能力を含め、地域クラブ活動の指導者は中学生に指導を行うために、競技力を向上させる以外にも、必要な指導スキルや倫理観等を備えている必要があることから、運営団体は、指導者の資質向上に係る研修を計画的に実施することが大切である。

(10) 大会等の参加資格の確認

（公財）日本中学校体育連盟においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加の承認を決定しており、参加資格の特例を定めている。

なお、この特例は、今後も検討を続けていくこととしている。最新の情報は、（公財）日本中学校体育連盟のホームページより参照できる。

<https://nippon-chutairen.or.jp/>



京都府中学校体育連盟では、（公財）日本中学校体育連盟の参加資格の特例を踏まえ、令和6年2月9日付け6京中体連第8号により「令和6年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の大会参加について」を加盟中学校宛てに通知し、参加資格の特例を次のように定めている。

「令和6年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の大会参加について」（令和6年2月9日付け6京中体連第8号）

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

(1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。

(2) 京都府中学校総合体育大会(以下「京都府総体」という。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 京都府総体の参加を認める条件

ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）

※ 京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。

カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。

オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。（令和5年1月30日理事会にて承認）

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

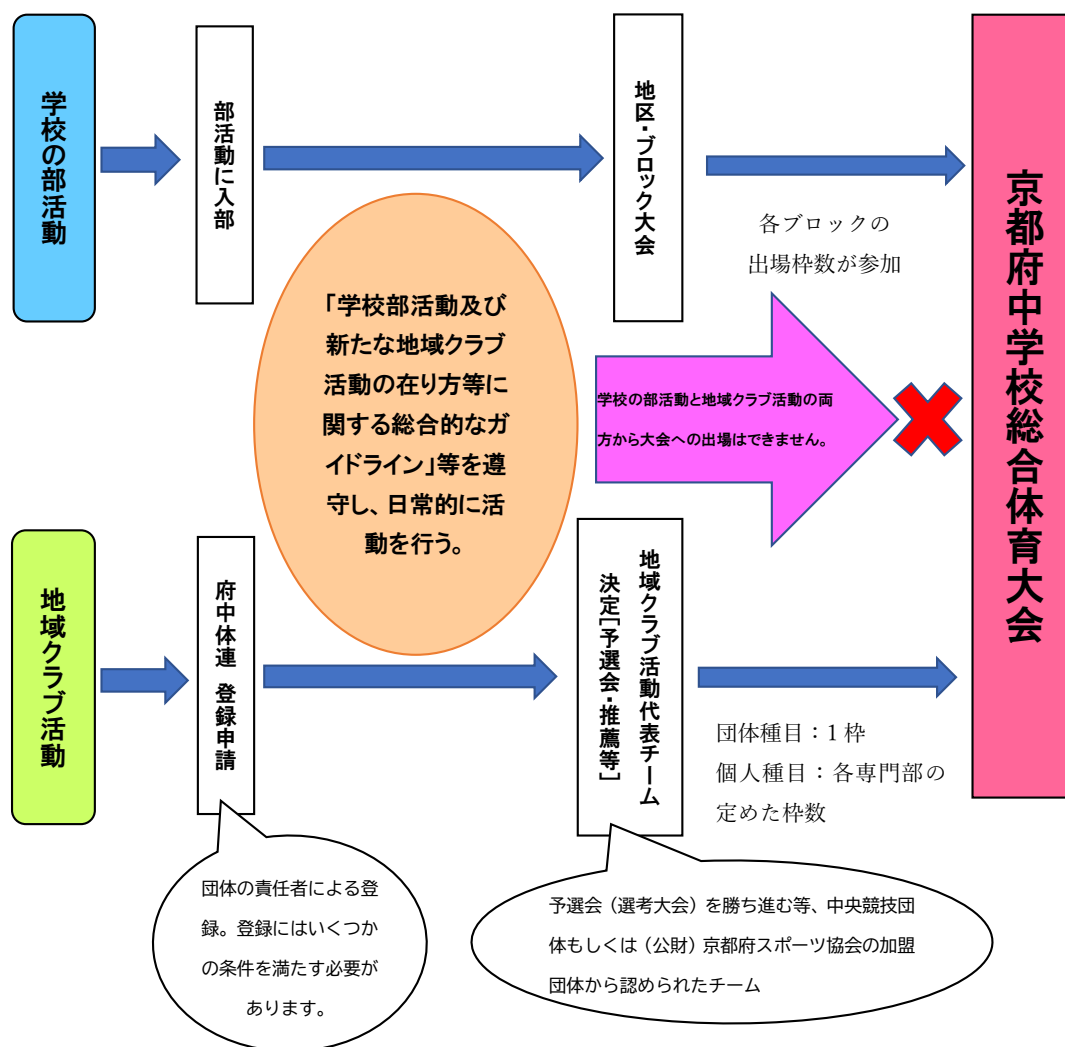
※4 (2)②イ（引率細則は適用する。）削除。（令和5年5月2日一部改正）

なお、京都府中学校体育連盟では、この特例を令和6年度京都府中学校総合体育大会の適用としており、今後、検討を続けていくこととしている。最新の情報は、京都府中学校体育連盟のホームページより参照できる。

http://www.kyoto-be.ne.jp/chutairen-kyoto/cms/php?page_id=0



【京都府中学校総合体育大会までの流れ】



※ （公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしてはいますが、相違点に関しては、『令和6年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における令和6年度地域クラブ活動登録チェックリストを優先します。

※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和7年度については、現行の規定を変更することもあります。

(11) 学校施設の開放

学校施設については、廃校となった施設等も含め、地域住民のためのスポーツ・文化芸術活動の施設としての利用を促進するとともに、学校の負担を増大させないため、放課後や休日の時間帯の管理は指定管理者制度や業務委託を活用することも考えられる。また、低廉な利用料等負担軽減や利用しやすい配慮を検討することも大切である。

なお、営利を目的とした利用が認められない規則や運用がある場合には、施設が利用可能となるよう規則改正や運用改善を検討することも考えられる。

学校体育施設の有効活用に関する手引き
(令和2年3月 スポーツ庁策定)

手引きの背景・目的（要旨）

- ・ 全ての国民が、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。
- ・ スポーツの価値が高まるなか、その基盤である全国の公共スポーツ施設については、施設の老朽化等により安全な施設の提供が困難になり、施設数が減少することも想定される状況にある。
- ・ 一方で、地域の小中高等学校には、公共スポーツ施設の倍以上の学校体育施設があり、住民にとってもっとも身近なスポーツの場として潜在的に存在している。
- ・ 今後、持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、わが国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を如何に活用していくかが重要である。
- ・ 本手引きは、これらの背景を踏まえ、地方公共団体の実務担当者向けに、学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用していくにあたっての道標となることを目的として策定したものである。

地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について
(令和3年1月 文化庁策定)

はじめに（要旨）

- ・ 文化部活動の地域移行を検討するに当たり、地域に向けた体制構築や環境整備について、事例調査の上、検討を行った。
- ・ その結果、文化活動の活動場所を持続的に確保することが、非常に重要であるとの課題が挙げられた。
- ・ 各地域において、文化部活動に加えて文化活動が活発になることにより、その活動場所として今後、多くの団体が学校施設の利用を希望することが想定される。
- ・ 本事業では学校の負担軽減と、地域における文化活動での利用促進の観点から、学校施設開放の在り方を検討した。
- ・ その上で、学校施設の開放に当たり、留意すべき事項について議論し、学校施設開放の方針（例）を取りまとめた。
- ・ 学校施設開放が地域や学校の実態に応じて、多様な形で最適に実施され、学校施設開放が地域での文化活動の一つの基盤として持続可能に発展していくことを期待する。

2 検討チェックリスト

学校部活動の地域連携・地域移行を検討し、継続的に取組を実施していくためには、各地域に応じた地域連携・地域移行を進めつつも、共通して検討を要する課題が存在する。また、地域連携・地域移行の取組が進められている間の学校部活動には、これまでから検討を要していた課題の解消も求められる。ここでは、地域連携・地域移行に際し必要と考えられる検討項目についてチェックリストを示す。

なお、チェックリストは、地域連携・地域移行の効果が高いと考えられる代表的な活動を想定して例示したものであり、あらゆる活動の可能性に対応したものではない。地域連携・地域移行を検討する際には、各地域の資源や学校の状況に応じて、複数のモデルを組み合わせた取組が最適な場合もある。検討プロセスと同様にチェックリストの各項目についても、各地域の状況に応じて柔軟に検討を進めることが必要である。

チェックリスト

1 地域の現状把握、調査

【市町村】

- ☐ 市町村は、地域が学校の現状等（学校の働き方改革、子どもの学校部活動の現状や忙しさ、地域と学校の連携の度合い、学校と社会教育の役割分担等）について理解できているかを把握しているか。
- ☐ 市町村は、地域が学校の現状等を理解するための機会を設けているか。
- ☐ 市町村は、活用できる地域の資源や地域人材のネットワークの状況等（施設、地域の教育機関、部活動指導員等の人材、学校と地域の連携方策の状況等）を把握しているか。

2 地域連携・地域移行を検討・企画・実施できる行政機関等の体制整備

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校部活動の地域連携・地域移行に責任を持って検討する部署を整えているか。
- ☐ 市町村は、地域資源の整備に向けた施策を検討しているか。
- ☐ 市町村は、地域連携・地域移行の成果を保護者、地域等へ共有していくための機会を設けているか。

3 学校部活動の意義と学校部活動の地域連携・地域移行の関係性

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校部活動の教育的意義が、地域連携・地域移行で変化するか否かの考え方を示しているか。
- ☐ 市町村は、学校部活動の目的・意義・役割等を再検討し、学校部活動の目的や活動形態等に応じた段階的な地域連携・地域移行の方針を示しているか。

【学校】

- ☐ 学校は、地域連携・地域移行された部活動に教員がどのように関与するかについて検討しているか。

4 学校と社会教育機関等の役割分担の検討

【市町村】

- ☐ 市町村は、地域連携・地域移行について、地域クラブ活動の運営団体及び学校部活動の関係者(校長、教員、生徒、保護者等)の理解を向上させるための方策を検討しているか。
- ☐ 市町村は、学校の責任の範囲について検討しているか。
- ☐ 市町村は、学校と社会教育機関(教育委員会、社会教育施設等)等の役割分担を検討しているか。
- ☐ 市町村は、地域連携・地域移行の検討に当たり、教育委員会と連携しているか。

5 人材確保、育成の方策

【市町村】

- ☐ 市町村は、地域、学校、保護者等の関係者の調整や連携を担い、地域クラブ活動の実施を支援していくコーディネーター等の役割を担う人材を育成しているか。
- ☐ 市町村は、人材確保のために、外部機関等と連携しているか。

【地域クラブ活動の運営団体】

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、活動内容の指導技術だけでなく、学校での教育方針や学校部活動の意義(教育的配慮)、安全確保・危機管理等の知識・技術を一定程度備えた指導者・管理監督者を確保・育成しているか。
- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、人材を1名に任せるのではなく、複数名の登用や複数校での人材の共有を検討しているか。

6 安全・責任体制の構築

【地域クラブ活動の運営団体】

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、公益性があり、ガバナンスが確立されている組織であるか。
- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、施設など活動場所に応じた安全・管理の取組や方策を検討しているか。
- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、指導者・管理監督者等のコンプライアンスや指導者の配置数に基づく適正な受け入れ人数など安全・責任体制を検討しているか。

7 教員及び生徒の学校部活動の負担軽減

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校の働き方改革の観点から行政、地域、保護者等が果たす役割を検討し、示しているか。
- ☐ 市町村は、生徒にとって望ましい学校部活動の在り方について検討し、考え方を示しているか。

8 安定性・継続性の確保

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校部活動と比較して、地域クラブ活動にはどの程度の安定性、継続性があるかを把握しているか。
- ☐ 市町村は、取組を継続できるよう、活動場所、財源、指導者・管理監督者等を安定的に確保しているか。
- ☐ 市町村は、関係者にとって無理のない仕組みを構築しているか。
- ☐ 市町村は、地域クラブ活動の担い手に対する補助・助成事業の在り方等を見直すことにより、学校部活動の地域連携・地域移行を支援しているか。

9 活動経費の負担の在り方、確保の方策

【市町村】

- ☐ 市町村は、活動に必要な予算を見積り、それを確保する方法を検討しているか。
- ☐ 市町村は、単年度の補助・助成金だけでなく、継続的、定期的な収入の方策を検討しているか。

10 学校施設の開放の方針

【市町村】

- ☐ 市町村は、活動するための施設を継続的に確保できているか。
- ☐ 市町村は、活動するための施設の貸借方法を容易なものとしているか。

11 ICTの活用

【地域クラブ活動の運営団体】

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、指導だけでなく活動支援や事業運営においても、ICTの活用を検討しているか。

チェックリストの背景にある手立て（例）

ここでは、チェックリストとして示した地域連携・地域移行に際し必要と考えられる検討項目について、それぞれの背景にある課題を整理し、手立ての例を示す。

1 地域の現状把握、調査

【市町村】

- 市町村は、児童生徒と保護者のニーズや、学校や地域の意向を把握する。その際、学校部活動に入っていない生徒も含めた生徒・保護者及び今後中学校に入学する児童・保護者のニーズや教員の意向も把握する。
- 市町村は、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動を行うため、支援が必要な児童生徒と保護者のニーズも把握する。
- 市町村は、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会するミーティングを開催する等、様々な立場から意見を集約する。
- 市町村は、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備することを踏まえ、多角的な視点で検討が深まるよう、様々な分野の関係者から意見を聞く。
- 市町村は、多くの関係者とのネットワークを構築し、活用できる地域の資源や地域人材のネットワークの状況等（施設の分布・活動状況、地域の高校・大学等の現状、地域の団体の現状・活動状況、部活動指導員等の学校を支援できる人材の状況、コミュニティスクール等の学校と地域の連携方策の状況等）を把握する。
- 市町村は、地域が持つ資源（指導人材、活動場所等）と生徒等へのニーズ調査の結果等を総合的に勘案し、その整備に向けて検討する。

2 地域連携・地域移行を検討・企画・実施できる行政機関等の体制整備

【市町村】

- 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署等が連携し、学校部活動の地域連携・地域移行について、所掌上の位置付け等を協議する。
- 市町村は、運営団体となることが想定される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては必要に応じサポートを行う。
- 市町村は、把握したニーズや意向を基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術環境の創設に向けた検討会議等を開催する。
- 市町村は、検討会議等に、必要に応じて有識者の参加を求める等、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。
- 市町村は、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっ

ていない実態もあること、また受益者負担の活動になることへの理解を得る必要もあることから、保護者、地域に向けて必要な情報を適切に発信する。

- 市町村は、準備の進捗状況等について、PTA等への説明や広報誌による情報掲載、研修会等での意見交換を進めていく。

3 学校部活動の意義と学校部活動の地域連携・地域移行の関係性

【市町村】

- 市町村は、学校の教育課程との連携、学校部活動では十分にできていなかった効果の実現、地域への波及効果の実現について図られるよう検討する。
- 市町村は、学校部活動の目的・意義・役割等を再検討し、部活動改革の背景や改革の経過を踏まえて、現状に応じた段階的な地域連携・地域移行を検討する。
- 市町村は、指導を希望する教員が兼業兼職により、活動の主体である地域団体の業務に従事できるような仕組みを整理する。その際、運営団体と学校の役割を分担し、運営団体と当該教員から必要な情報が収集できる仕組みを構築する。
- 市町村は、指導を希望する教員が兼業兼職の許可を得て指導する活動が、勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようにする。そのため、必要に応じて他地域の運営団体と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理する。

【学校】

- 学校は、準備の進捗状況等について、随時、適切に教員一人一人まで届くよう情報を発信する。
- 学校は、地域クラブ活動に教員が関与した場合には、そこでの成果を教育課程内での指導に反映する。
- 学校は、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ地域クラブ活動の指導者等の間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、地域クラブ活動は、「学校管理下外の地域の活動」となることを踏まえ、地域の活動の名称に「部活動」を残すことは、生徒や保護者が間違った認識をもつ可能性にも繋がることから、活動の名称を工夫する。

4 学校と社会教育機関等の役割分担の検討

【市町村】

- 市町村は、地域クラブ活動が地域連携・地域移行の一側面となるため、既存のクラブチーム関係者の参加を求める等、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議する。

- 市町村は、地域クラブ活動の運営には保護者の理解が不可欠であることから、PTA等と連携して協議する。
- 市町村は、学校外のスポーツ・文化芸術環境（クラブチーム、道場、民間クラブ、個人教室等）の全体像を把握し、それらと共存して活動する地域クラブ活動の在り方について検討する。
- 市町村は、地域のスポーツ・文化芸術活動を通じて中学生をどのような人材に育成していくのかいう最終目標のために、いつまでにどのような方策（プロセス）をとるのかについて協議し、地域連携・地域移行後の新たなスポーツ・文化芸術環境についての明確なビジョンをグランドデザインとして地域と共有する。
- 市町村は、現在の学校部活動とのつながりを意識しながら、市町村が運営方針等の作成に関わり、学校部活動の在り方に準じた方針等を作成する。
- 地域連携・地域移行が進み、学校が運営団体でなくなる場合は、学校の責任の範囲について検討する。
- 市町村は、地域の関係者が、学校部活動の地域連携・地域移行への理解を深めることができるよう、積極的に普及啓発を行う。

【学校】

- 学校は、教育委員会や社会教育機関等が組織的に検討する際に、校長も積極的に議論へ参加する。
- 学校は、学校部活動において、地域人材の関与が大きくなる場合には、関与する地域人材との責任分担について事前に合意し、それぞれが協力して責任ある活動を実施する。

5 人材確保、育成の方策

【市町村】

- 市町村は、地域の人材（市町村の競技・文化芸術団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、個人で活動している指導者等）をリストアップする。
- 市町村は、教員へのアンケート調査等により、地域クラブ活動での指導を希望する教員をリストアップする。
- 市町村は、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保する。
- 市町村は、地域に企業チームがある場合は、連携した指導者確保を行うようにする。
- 市町村は、大学について、地域の活動で指導することが、特に教員を志望する学生にとって高いメリットがあるため、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集を行う。
- 市町村は、学生の部活動指導員への活用を進める場合、経験不足が課題であるため、学生を活用する場合は単独ではなく、教員との連携や複数人での指導等を行うようにする。

- 市町村は、フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者と連携を図る。
- 市町村は、マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を行う。
- 市町村は、近隣市町村と連携し、単一の市町村で成立しない競技種目の活動を広域で行う。
- 市町村は、活用する外部人材の質の向上を目的として、研修や資格制度を導入する。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、参加者が将来、地域の指導者として子どもたちを指導したいという気持ちになるような好循環な体制が構築されるよう長期的な視点をもった活動を行う。

6 安全・責任体制の構築

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、公益性があり、ＪＳＰＯ「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行うことのできる組織が求められる。
- 地域クラブ活動の運営団体は、指導者の暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、ＪＳＰＯ等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する必要がある。
- 地域クラブ活動の運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 地域クラブ活動の運営団体の指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体が定める運営方針に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須である。
- 地域クラブ活動の運営団体は、学校に代わって中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体である必要がある。
- 地域クラブ活動の運営団体は、指導者の任用に当たって、一定の指導者資格（教員免許、ＪＳＰＯ公認資格、競技団体が定める公認資格、市町村が独自に定める指導者ライセンス等）を条件とする。
- 地域クラブ活動の運営団体は、学校内だけで実施されてきた学校部活動とは異なり、地域クラブ活動は、多様な人材が関与する等環境の変化が生じることから、新たな安全・責任体制を構築する等、状況に応じた体制構築が必要であるという認識を関係者で共有する。
- 地域クラブ活動の運営団体は、安全・責任面において、保護者や地域が求める水準、運営団体や学校が持てる水準を摺り合わせるなど、事前に十分な協議を行う。
- 地域クラブ活動の運営団体は、地域連携・地域移行の先進事例における安全・管理の取組や方策を参考にする。

- 地域クラブ活動の運営団体は、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入する。
- 地域クラブ活動の運営団体は、生徒の安全面への確保に併せ、指導者及び生徒が施設・設備を破損する、他の参加者に怪我を負わせるという場合も想定し、賠償責任保険へ全員が加入することが望ましい。

7 教員及び生徒の学校部活動の負担軽減

【市町村】【学校】

- 市町村及び学校は、方針等で示された休養日や活動日を踏まえつつ、生徒のバランスのとれた生活や成長、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎の形成、個々の生徒の多様なニーズを考慮して方針を示す。
- 市町村及び学校は、地域、保護者等が理解を深められるよう、部活動改革の啓発を行う。

【市町村】

- 市町村は、教員の負担軽減によって生じる新たな時間やコストの負担等を、行政、地域、関係団体、保護者等がどのように役割分担するのかを関係者間で合意するとともに、市町村はその合意を促す。
- 市町村は、方針等が確実に実施されているか、また、方針等が適切であったかを検証するために、休養日や活動日、生徒の状況の実態把握を行う。

【学校】

- 学校は、働き方改革の観点から、校内で方針等の趣旨を徹底する。

8 安定性・継続性の確保

【市町村】

- 市町村は、協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携できる体制を整備する。
- 市町村は、企業にCSR（社会的責任）的な支援を期待するだけでなく、地域のスポーツ・文化振興と企業の営利活動が同時に達成される地域政策の在り方も検討する。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、社会的な信頼や支援を得られやすい法人格を有している、又は、法人格獲得のための準備をすることが望ましい。
- 地域クラブ活動の運営団体は、負担に応じたサービスの提供を求められるとともに、運営に際しては、生徒満足度、保護者満足度を高めるための工夫も求められることから、PDCAサイクルに基づく継続的な運営方法等の改善が求められる。

9 活動経費の負担の在り方、確保の方策

【市町村】

- 市町村は、運営費用に、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代（ボール等の共用用具等）、会場への移動に係る費用、運営団体の事務費用等を想定する。
- 市町村は、地域クラブ活動に係る公共のスポーツ・文化施設等の施設使用料を減免・免除など低廉な額を設定する。
- 市町村は、送迎面の配慮として市町村が所有するバスを活用する。
- 市町村は、財源の確保に、クラウドファンディングを活用する。
- 市町村は、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税を活用する。
- 市町村は、参加者による経費負担に対する理解を求めつつ、家庭の経済的格差によって、活動の経験の格差が不適切に拡大しないよう必要な経済的支援を検討する。

【市町村】【学校】

- 市町村及び学校は、学校部活動とは異なり、活動の内容に応じて、適切な対価を支払うことについて、保護者が認識できるよう普及啓発を行う。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが必要である。

10 学校施設の開放の方針

【市町村】

- 市町村は、学校施設開放の利用目的を市民のスポーツ活動に限定するのではなく、文化芸術活動も対象とするよう検討する。
- 市町村は、学校の負担を増大させないため、放課後や休日の時間帯の管理は指定管理者制度や業務委託を活用する。
- 市町村は、廃校となった施設等を有効活用し、維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減、地域コミュニティの維持・活性化や産業振興など様々な効果につなげるよう検討する。市町村は、低廉な利用料等の設定など負担軽減や利用しやすい配慮を行う。
- 市町村は、営利を目的とした利用が認められない規則や運用がある場合には、施設が利用可能となるよう規則改正や運用改善を検討する。
- 市町村は、学校施設開放事業の運営団体として、学校、行政、地域住民代表で構成される運営委員会を設置する。運営委員会は、既存の組織を柔軟に活用することもできる。

11 ICTの活用

【市町村】

- 市町村は、ハードウェアとソフトウェアの両面からのICT環境の整備を行う。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、指導だけではなく、学校と行政・団体・施設等の外部関連団体の情報共有、地域人材・団体を探すマッチング、地域連携・地域移行に関する情報共有など、多様な局面でICTを活用する。

第3章 地域連携・地域移行の取組が進められている間の学校部活動の在り方

学校部活動については、これまでも数次にわたる改革が行われたことで、現在改善が図られつつあるものの、活動内容や時間、指導体制、地域との連携・協働等については、依然として大きな課題を抱えている。このため、まずは、休日における学校部活動の地域連携・地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。

地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備が進んでいる場合は、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に注力し、引き続き、休日の学校部活動の地域への移行を進めることが必要である。

一方で、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備に一定の時間を要することが見込まれる場合や、地域・学校・学校部活動の実情に応じ、学校部活動を維持する場合には、地域との連携・協働をより一層図り、少子化と子どもたちの多様なニーズに対応した活動を保障するよう学校部活動の整備・充実を進めることが必要である。

そのため、学校部活動の改善の方向性等について整理する。

1 誰もが参加しやすい活動

学校部活動や地域クラブ活動等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境が身近にあれば参加したいと考えている生徒も少なくない。現在、運動部に所属している生徒だけでなく、運動に苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒等にとっても参加しやすい活動が確保されることも大切である。

(1) 多様なニーズ

運動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。また、生徒の多様なニーズに応えるため、複数のスポーツを経験できる活動や体力づくり、あるいは楽しみを目的とするレクリエーション的な活動等、多様な活動を設置する。

(2) 校種間連携

地域にある学校種を超え、連携することは、将来的に地域の活動との連携・協働に繋がっていくことも考えられる。

なお、特別支援学校の部活動には、一般的な種目の他に、卓球バレー等のアダプテッドスポーツや複数の種目を行う「運動部」「スポーツ部」「球技部」等が設置されており、卒業後に生涯学習・生涯スポーツへつなげることを目指した取組も意識されている。特別支援学校等との合同練習を実施する等、連携を深めることも考えられる。

2 複数の活動を体験できる活動日数や時間

学校部活動の実態として、学校に入学して間もなく特定の種目の部に入ると、3年間同じ種目の部で活動し続けることがほとんどである。他のスポーツや文化芸術、科学分野や地域での活動等に興味関心を有した場合、複数の活動も体験できるような工夫も大切である。

(1) シーズン制

あらかじめ設定した複数のスポーツを季節ごとに変えて実施したり、スポーツ以外にも文化芸術や科学分野、地域での活動等も含めて様々な活動を季節ごとに幅広く体験できるようにする。

(例) 春「陸上競技部」、夏「カヌー教室」、秋「サッカー部」、冬「美術・工芸部」

(2) フリースポーツ制

団体競技でチームが成立しないような状況でも、気軽に好きなスポーツを能力に合わせて楽しめるよう、生徒が希望する複数の種目で活動ができるようにする。

(例) フリースポーツ部（1学期「野球」、2学期「サッカー」、3学期「ラグビー」）

3 活動時間の適正化

生徒の心身の健康保持のため、適切な活動時間とする必要があり、学校の働き方改革の観点も踏まえ、休日の学校部活動の地域連携・地域移行を進めていくことが大切である。

(1) 連続した休養日の設定

休日の働き方を改善するため、休養日を「土曜日と日曜日」の連続で設定し、生徒の心身の健康保持と教員の負担軽減を図る。

なお、大会等への参加があった場合は、平日も含め学校部活動を実施しない連続した休養日を設定する。

(2) 授業日の年間総練習時間を統一した計画的な活動

平日の1日の活動時間は長くても2時間程度とする方針等に則って、授業日の年間の総練習時間を示し、総練習時間を超過しないよう各部で計画的な活動を実施する。

その際、教員の時間外在校等時間が規定の上限を超えないよう配慮する。

(3) 参加しやすい活動時間の設定

競技志向の強い一部の生徒や保護者の意見等が重視され、活動時間が長時間化している実態もある中、運動が苦手な生徒や障害のある生徒等も参加しやすい活動とするため、競技志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、休養日や活動時間を設定する。

4 指導体制の見直し

学校の働き方改革の進展により、教員に頼らない指導体制としていくことも大切となるが、その体制によって、生徒のスポーツ・文化芸術活動に制限が及ばないよう配慮することが望まれる。

(1) 指導者が配置できない場合

部活動指導員等の外部人材の配置ができず、指導を望む教員もいない学校部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施等により、生徒にとって適切なスポーツ・文化芸術環境を確保する。

(2) 学校部活動への任意加入の推進と部活動数の整理

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、任意加入を推進することで、学校部活動数が整理しやすくなる。また、活動が停滞している部活動や、生徒全員が部活動に登録する体制を見直すなど、余裕をもって顧問配置できるよう整理する。

5 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働

地域連携・地域移行の取組が進められている間は、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在するため、地域の芸術団体等地域クラブ活動の運営団体との積極的な連携・協働も大切である。

(1) 活動を選べる配慮

学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の概要も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

その際には、円滑な形で大会参加が確保されるよう参加資格等も確認する。

(2) 地域連携・地域移行を見通した連携・協働

地域で実施されている種目と同じ種目の学校部活動については、将来的には地域の活動に統合していくことが十分考えられることから、休日の練習を共同で実施する等連携を深める。

なお、休日に限らず、平日においても、地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体で活動する日を増やしていくことも望まれる。

第4章 平日における地域連携・地域移行

1 平日における地域連携・地域移行の考え方

部活動が学校の活動であることが当たり前であった生徒や教員、保護者、地域住民等にとって大きな変化を伴うものであり、このような改革を一步一步着実に進めていくためには、まずは休日から地域連携・地域移行の取組を進めていくことが適切と考えられる。

その理由としては、平日と休日とを比較した場合、「生徒の活動時間」という観点からは休日の方が移動や練習に要するまとまった時間が確保しやすいこと、「指導者の確保」という観点からは平日に仕事がある保護者や地域住民にとって休日の方が参画しやすいこと、「施設の確保」という観点からは授業等がない休日は学校の体育施設や教室を利用しやすいこと等が挙げられる。ただし、地域によって中学生を受け入れていくことになる組織や体制、活動場所となる施設・設備等の環境が様々であり、平日と休日を分けない方が、あるいは、休日よりも平日の方がスポーツ・文化芸術環境の整備充実を進めやすい場合があることも想定される。また、平日と休日の指導者が異なる場合には、指導方針の違い等により混乱が生じる恐れを指摘する声もある。

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築について、まずは、休日における構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の構築に取り組むことを基本とする。その際、平日の活動と休日の活動で指導者が異なった場合には、指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行う等、緊密な連携を図っていく必要がある。

なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築することもあり得るため、特定の受け入れ方にこだわらずに、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいのかは、各地域における関係者間で丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていく必要がある。

2 学校の働き方改革の推進

部活動指導員等の外部人材等の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導等、平日における学校の働き方改革については、引き続き速やかな実現を図っていく必要がある。教員が教員でなければできない業務に専念できる体制にしていけることができれば、学校教育が改善充実され、生徒に対するより良い教育の提供につながることを期待される。

3 休日の地域連携・地域移行の検証

今後、休日における地域連携・地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。その際、今回の学校部活動の地域連携・地域移行の目的及び目指すスタイルと照らし合わせて、サービス管理等も含め、適切な枠組みのもとで検証を行うこととする。

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）

1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省）

（1）運動部活動の改革

平成31年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。答申では、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき、とされている。

また、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）（以下「ガイドライン」という。）においても、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める、とされている。

（2）学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

文部科学省は、運動部活動の改革について、ガイドラインや中央教育審議会答申及び国会での附帯決議も踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示した。この中では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする方針を示している。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給付法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備**

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）

（1）運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、地域におけるスポーツ環境の整備方策等について、令和3年10月より、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において集中的に検討が行われ、提言が取りまとめられた。

検討の際には、様々な事情を抱える学校現場や地域において運動部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討が行われてきた。

これは、運動部活動について、都市部に設置されている学校もあれば中山間地域や離島等に設置されている学校もある中、それぞれの地域におけるスポーツ環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせる等創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があるとされた。



<検討会議メンバー>

有識者

地方自治体（教育委員会、スポーツ振興部局）

学校関係者（全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、日本PTA全国協議会）

スポーツ関係者（日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、
日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、笹川スポーツ財団、
日本フィットネス産業協会、民間事業者）

(2) 運動部活動改革を推進する具体的な方策

提言には、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たなスポーツ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」の整備や支援、③「スポーツ指導者」の質の保障・量の確保方策、④「スポーツ施設」の確保方策、⑤「大会」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「学習指導要領等関連諸制度等」の在り方及び達成時期等について、多様な観点から取りまとめられている。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】

〇地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を体験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

	現状と課題	求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	- 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 - 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。	- 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 - 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 - 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	- 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 - 施設利用の促進、学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

	現状と課題	求められる対応
大会の在り方（第6章）	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	- 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 - 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を体験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 - 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数精選を要請。スポーツボランティアの活用。 - 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方（第7章）	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	- 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 - 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方（第8章）	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	- 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 - スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方（第9章）	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものには、見直していく必要がある。	- 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 - 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 - 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。

（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

3 文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁）

(1) 文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言

文化庁活動の地域移行を着実に推進していくため、地域における文化芸術環境の整備方策等について、令和4年2月より、「文化庁活動の地域移行に関する検討会議」において集中的に検討が行われ、提言が取りまとめられた。

検討の際には、様々な事情を抱える学校現場や地域において文化庁活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討が行われてきた。

これは、文化庁活動について、都市部に設置されている学校もあれば中山間地域や離島等に設置されている学校がある中、それぞれの地域における文化芸術環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があるとされたところである。

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要

※公立中学校等における文化庁活動を対象

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減。出生数：令和3年84万人＞
- 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞
- 地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応

- 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

○文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

○地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

○まずは、休日の文化庁活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○平日の文化庁活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

○地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の文化庁活動の地域移行に向けた改革集中期間

R5 R6 R7 R8

進捗状況を検証し、更に改革

・ガイドラインの改訂
・地方公共団体における推進計画の策定・実施
・公的な支援

新たな文化芸術環境

- ・地域の状況に応じた多様な実施主体・生徒の状況に適した機会を確保
- ・先導的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討

文化芸術団体等、指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

活動場所

- ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルール策定
- ・社会教育施設、文化施設等の活用促進

大会

- ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・国庫する家庭への費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から得る個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す

※国立の中学校等でも、学校の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

<検討会議メンバー>

有識者

地方自治体（教育委員会、文化担当部局）

学校関係者（全日本中学校長会、日本PTA全国協議会）

文化芸術関係者（全日本吹奏楽連盟、全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟、日本地域部活動文化推進本部、全日本合唱連盟）

(2) 文化部活動改革を推進する具体的な方策

提言には、文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たな文化芸術環境」の在り方やその充実方策、②「文化芸術団体等」の整備や支援・指導者の質の保証・量の確保方策、③「活動場所」の確保方策、④「大会」の在り方、⑤「会費」の在り方、⑥「保険」の在り方、⑦「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方及び達成時期などについて、多様な観点から取りまとめられている。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】	
○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）	
参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、文化芸術団体等（地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設の他、地域の社会教育施設、文化施設等も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。市町村において、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞
【具体的課題への対応】	
現状と課題	求められる対応
文化芸術団体等の整備充実・指導者の質・量の確保方策（第3章）	- 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 - 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化部活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 - 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。 - 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 - 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
活動場所の確保方策（第4章）	- 学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 - 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。

現状と課題	求められる対応
大会の在り方（第5章）	- 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 - 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 - 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方の見直しを要請。 - 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方（第6章）	- 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。 - 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方（第7章）	- 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 - スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方（第8章）	- 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 - 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 - 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。（誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）

4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）

学校の部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、これを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど部活動改革に段階的に取り組んできた。

また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられた。

これらを踏まえて、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】  	
○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 ○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。 ○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。 ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。	
Ⅰ 学校部活動 教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 （主な内容） ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日） ・部活動に強制的に加入させることがないようにする ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める	Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。 （主な内容） ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むにつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知
Ⅱ 新たな地域クラブ活動 学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。 （主な内容） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進	Ⅳ 大会等の在り方の見直し 学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。 （主な内容） ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい

京都府地域クラブ活動推進検討委員会（京都府教育委員会）

【設置趣旨】

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けた地域部活動の在り方について、拠点地域（校）における実践課題の検証に広く意見を求めるため、令和３年度に「京都府地域部活動推進検討委員会」を設置した。

令和５年度には「京都府地域クラブ活動推進検討委員会」と改称し、スポーツ・文化芸術活動ともに検討を行った。

【委 員】

分 野	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	R3 R4 R5 長積 仁	立命館大学スポーツ健康科学部 学部長（教授）	委員長
教育行政	R3 西本 吉生	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（相楽東部広域連合教育長）	
	R4 R5 森永 重治	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（木津川市教育長）	
学校関係者	R3 坂本 博士	京都府ＰＴＡ協議会会長	
	R4 R5 丹羽 寛美		
	R3 密谷 由紀	向日市立西ノ岡中学校長	副委員長
	R4	大山崎町立大山崎中学校長	
	R5 國府 美幸	亀岡市立南桑中学校長	
	R3 R4 R5 村上 昌司	京都府立西城陽高等学校長	
スポーツ関係団体 関係者	R3	京都府スポーツ推進委員協議会理事	
	R4 R5 中村 裕予	京都府スポーツ推進委員協議会委員	
	R3 田川 さなえ	公益財団法人京都府スポーツ協会 事務局次長	
	R4 R5 比護 信子		
	R3	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会会長	
	R4 森口 茂	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会副幹事長	
	R5 川合 英之	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会幹事長	
文化芸術関係団体 関係者	R5 林 晃	京都府吹奏楽連盟理事長	

【委員会】

第1回（令和3年7月）	事業概要・計画、課題・方策、検証項目
第2回（令和3年12月）	地域移行の現状、モデル地域進捗状況
第3回（令和4年2月）	実践研究報告・検証、今後の方向性
第4回（令和4年7月）	モデル地域事業計画、今後の方向性
第5回（令和4年12月）	モデル地域進捗状況、検証アンケート、府推進計画参考資料
第6回（令和5年2月）	実践研究報告・検証、府推進計画参考資料、府部活動指針
第7回（令和5年7月）	モデル地域事業計画、今後の方向性
第8回（令和6年2月）	実践研究報告・検証、京都府学校部活動及び地域クラブ活動 推進指針

参考資料

(資料1)

【スポーツ庁・文化庁】「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00002.htm



(資料2)

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月)

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



(資料3)

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm



(資料4)

【文部科学省】「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(令和3年2月)

https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf



(資料5)

【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」(令和4年6月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm



(資料6)

【文化庁】「文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言について」(令和4年8月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html



(資料7)

【スポーツ庁】「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm



(資料8)

【文化庁】「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について」(令和3年1月)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/>



(資料9)

【スポーツ庁】「部活動改革ポータルサイト ～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行(地域移行)に向けて～」(令和5年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針

第1版

令和6年3月

